

令和 7 年 2 月 5 日
 総 合 支 所
 生 活 文 化 政 策 部
 子 ど も ・ 若 者 部

世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する
 基本的な方針（案）について

1 主旨

令和 6 年 4 月から施行された、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）に伴う今後の区の対応については、令和 6 年 5 月、関係所管に学識経験者を交えた委員から構成する「困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会」（以下「あり方検討会」という。）を設置し、検討を行ってきた。この度、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（案）を取りまとめたので報告する。

2 これまでの主な経緯

令和 4 年	6 月	女性支援新法制定
令和 5 年	3 月	国「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」策定
令和 6 年	3 月	東京都「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する東京都基本計画」策定
	4 月	女性支援新法施行
	5 月	区民生活常任委員会 報告（女性支援新法の施行に伴う対応について） 第 1 回あり方検討会
	6 月	第 1 回男女共同参画・多文化共生推進審議会 報告
	7 月	第 2 回あり方検討会 DV防止ネットワーク代表者会議 報告
	9 月	区民生活常任委員会 報告（女性支援新法の施行に伴う検討状況について） 第 3 回あり方検討会
	10 月	第 2 回男女共同参画・多文化共生推進審議会 報告
	11 月	区民生活常任委員会 報告（困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針素案） 第 4 回あり方検討会
令和 7 年	1 月	第 3 回男女共同参画推進部会 報告

※ 6 月～ 1 月 女性支援に関する先進的な取組みを行う自治体や民間団体等、計 10 か所への視察やヒアリング等を行った。

3 あり方検討会での主な意見（第1～4回）

（1）女性特有の困難さについて

- ①性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在する。それらが言語化され、男女ともに知ることが重要。
- ②依然として、女性是不安的な就労状況にあり、経済的困窮、孤立などの社会的経済的困難等に陥る恐れがあることを認識することが重要。
- ③法の趣旨の一つとして、女性が抱える困難は一つではなく、生活困難と家庭環境（家族問題）や仕事、病気、障害など、複合的な問題があることから、関係各課がそろって一緒に検討する意味がある。

（2）区の支援の現状について

- ①男女問わず実施している各種施策についても、各所管において女性支援に関する理解を深め、女性特有の困難さに着目し、支援を行うことが重要。
- ②課題やニーズが明確な相談については、既存の相談機関等で対応しているが、相談につながっていない女性をどうするかが課題。特に、若年女性や中年層単身女性は、自分が支援の対象であるとの意識や行政に支援を求めようとはしないのではないかな。

（3）女性相談支援員について

- ①女性相談支援員は、DV相談も行っていることから、相談員や相談者の安全確保のため積極的な案内をしてこなかったこともあり、庁内や区民からの認知度が低いと考えられる。
- ②女性相談支援員は「子ども家庭支援課」に所属することから、子どものいない単身女性が相談しにくく、支援につながりにくいのではないかな。
- ③常勤職員の定期的な異動がある中で、女性相談支援員の安定的な人材確保や育成、質の担保が課題。

（4）今後の取組みについて

本法の対象が非常に幅広い。従来の視点でなく女性の困難さで見直した時に、今まで見落としがちだった課題別に、順次、取り上げ検討を続けていけるとよい。

4 基本的な方針における今後の取組み

（1）基本的な考え方

①本人の意思を尊重した支援

法の基本理念に沿って、困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、「本人の意思を尊重した支援」を行う。

②様々な状況にある困難な問題を抱える女性を支援

法が定義する状況（性的な被害、家庭の状況、地域社会生活との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（その恐れのある女性を含む。）に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、関係各課と連携して支援を行う。

③庁内各課・関係機関・民間団体等の連携強化

様々な困難を抱えた女性に必要な支援を包括的に提供できるよう、庁内連携はもとより、関係機関や、専門性や柔軟性をもって先駆的に女性の支援を実践してきた民間団体等との連携をより強化する。

④支援につながりにくい層への早期支援

これまで支援につながりにくかった若年女性や40代～50代の中年単身層などの層も含め困難な問題を抱えた女性が早期に相談や支援につながれるよう、居場所等の創出や相談窓口の改善を図る。

⑤相談機能の強化

女性相談支援員は引き続き、困難な問題を抱える女性にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすとともに、支援に必要となりうる児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活保護など保健福祉センター各課及び関係各課、機関と連携し、各総合支所で支援を実施する。女性相談支援員の職員育成に努め、女性相談支援員のあり方を、専門職としての会計年度任用職員の配置等を含め検討していく。

⑥基本的な方針から基本計画の策定へ

令和7年4月より令和9年3月末までの2か年は、本基本的な方針に基づき支援に取り組むとともに、課題別の新たな取り組みや残された課題について検討を継続し、令和9年3月策定予定の第三次男女共同参画プランにおいて計画として内包して取り組みを推進していく。

(2) 全庁的推進体制の構築

①支援調整会議(法15条)の設置

法15条に定める「支援調整会議」を新たに設置し、庁内関係所管及び関係機関、民間団体等との連携を強化する。

②女性相談支援員と区立男女共同参画センター「らぷらす」の連携

DV相談の方だけでなく、相談者の多様化するニーズに応じていくため、相談員同士の連絡会を開催するなど連携を強化する。

③福祉関係各課・庁内関係所管との連携

相談の入口となる窓口がどこであっても、女性特有の悩み等を把握した場合は、女性相談の窓口につなげるよう庁内各課に周知し、支援につながるようにしていく。

④関係機関等との連携

支援調整会議等の機会を活かし、警察署や医師会、東京都等関係機関等との情報共有や課題共有を行い、連携を強化する。

⑤民間団体等との連携

女性の抱える困難さは多岐にわたり、専門性や柔軟性をもって先駆的に実践している民間団体等と連携して包括的な支援を実施する。

⑥人材育成

女性相談支援員は常勤職員と会計年度任用職員が配置されており、常勤職員は異動による配置換えがあるため、相談の質の担保のための人材育成が必要である。また、対象者が抱える課題は複雑化・多様化・複合化しているため、支援者には、多様な分野の幅広い

い知識が求められている。そのために、国や都が実施する専門的な研修に積極的に参加するほか、区の実情にそった実践的な研修を実施する。

(3) 課題別の新たな取組み

①女性相談窓口の改善と周知

すべての支所の窓口に、女性相談のサインを設置する。また、若い世代に情報が届くよう、定期的に女性相談について区公式SNSで配信するとともに、若年女性が集う場にいる支援員や相談員等に女性相談について周知し、困難な状況にある若年女性を早期支援につなげる。

②女性性に起因する女性の困難さへの対応

男女共同参画センター「らぷらす」において、主に若年女性に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツなどの情報を提供する企画を実施し、支援の必要な女性を相談や居場所等につなげる。

③居場所や住まい等の創出と連携による支援

予防的な対応を強化するため、今まで支援が届きにくかった若年女性や中年層単身女性について、情報や相談支援につながることで孤立や孤独を予防することを目的に、身近な居場所等の創出などに取り組む。

④民間団体等との協働した支援

ケースワークや支援調整会議を通して連携体制を深め、それぞれの特性を生かしつつ補完し合いながら支援を実施する。包括的な支援のために、更に必要な支援ニーズのほか、民間団体の実施する支援メニューや運営体制を把握し、民間団体との協働方法について引き続き検討していきます。特に、若年女性の支援においては、先駆的に、民間団体と協働で事業を進めている他自治体との情報共有なども、積極的に進めていく。

5 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（案） 別添のとおり

6 今後のスケジュール（予定）

3月	困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針策定
4月～	困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針に基づく取組みの実施
令和9年3月	第三次男女共同参画プラン策定（困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本計画を内包）

別添

世田谷区困難な問題を抱える女性への
支援のための施策に関する基本的な方針
(案)

令和7年3月

はじめに

令和4年、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、世田谷区にも「区の役割」を担うことが求められました。

世田谷区では、この法律の成立や東京における「若年女性の生きづらさ」に関する知見を受けて、特別区長会調査研究機構に「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」という研究テーマを提案し、令和5年度調査研究事業6テーマのうちの一つに採択されました。提案区の世田谷区を中心に、豊島区や文京区、荒川区などの自治体からもご参加いただき、複数の学識研究者とともに、自治体アンケート調査や支援団体ヒアリング調査等、調査研究を行うことが出来ました(※)。

そして、令和6年5月、区は、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会」(以下「あり方検討会」と略記)を設置し、生活文化政策部人権・男女共同参画課と北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課が事務局となり、このテーマに関連する各課の課長等多くの職員が参加して、検討を重ねてまいりました。

その際、特別区長会調査研究事業にご参加の学識経験者の方々にもご参加頂くことができたのは幸いでした。当該調査研究は主に「若年女性」を調査対象にしておりましたが、それは、「若年世代の女性が抱える困難な問題」のあり方が非常に複合的で、従来の自治体が行う支援策にうまく適合できない性格をもつのではないかと考えたからです。このような調査研究事業の成果は、「あり方検討会」において、十分に生かすことができました。

また、「あり方検討会」では、区民に対する様々な支援を行っている現場の職員から多くの参加と意見をいただき、また、事務局が視察した数多くの民間団体等の特色ある取組みを共有できたことで、若年世代に特化しない、より広い年代の「困難な問題を抱える女性」を視野に入れた「支援のあり方の検討」を行えたのではと考えております。

このたび策定した「基本的な方針」は、国から求められている支援の内容等に基づき、区の女性相談支援の窓口はもとより、各部署で行っている事業について、女性への支援の視点から初めて現状や課題をまとめるとともに、今後の女性支援の方向性を示したものです。

この方針が、より良くよりきめ細やかな「困難な問題を抱える女性への支援」の実現にむすびつき、「困難な問題を抱えている」にもかかわらずどこにも相談することができない女性がひとりもいない世田谷区になりますことを、強く願っています。

困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会
座長 江原 由美子(東京都立大学名誉教授)

※特別区長会調査研究機構令和5年度調査研究報告書をぜひお読みください。
<https://www.tokyo23-kuchokai-kiko.jp/>

【目次】

女性特有の困難さとは	4
1 基本的な方針の背景	6
(1)「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について	6
①法制定の背景と経緯	6
②法の主旨と基本理念	6
(2)国の基本方針 ～国・東京都・区の役割分担と連携	7
①国の役割.....	7
②東京都の役割.....	7
③区の役割～基礎的自治体に求められること.....	8
2 困難な問題を抱える女性への支援の現状と課題	9
(1)支援の中核機関の現状と課題	9
①女性相談支援センター(東京都設置)	9
②女性自立支援施設(東京都設置)	10
③女性相談支援員(区)	11
事例1 【逆境的小児期体験(ACEs)が背景にある若年女性】	15
事例2 【不法滞在のまま飛び込み出産をした外国籍女性】	16
事例3 【夫からのDVを訴える統合失調症の女性】	17
(2)世田谷区立男女共同参画センター「らぶらす」における女性相談の現状と課題	18
コラム1 男女共同参画センター「らぶらす」のDV相談から	20
コラム2 女性相談支援員による女性相談と「らぶらす」の女性相談ってどう違う？	21
(3)庁内関係所管の支援の現状と課題	22
①国の基本方針において求められている支援の内容・体制等における区の現状.....	22
②関係各課等における女性支援事例の状況	32
事例4【軽度の知的障害のある女性の支援】	34
事例5【自殺未遂によりつながった若年女性】.....	35
(4)民間団体等の活動状況	36
①民間団体等視察先	36
②視察等状況まとめ	36
③今後について	37
コラム 3 自助グループ「わくわくシニアシングルス」の活動.....	38
3 今後の取組み.....	39
(1)基本的な考え方	39
(2)全庁的推進体制の構築と強化.....	40
①支援調整会議(法15条)の設置	40

コラム4 個別ケース検討会議で変わること	42
②女性相談支援員と区立男女共同参画センター「らぶらす」の連携	42
③福祉関係各課・庁内関係所管との連携	42
④関係機関等との連携	43
⑤民間団体との連携	43
⑥人材育成	44
(3)課題別の新たな取組み.....	45
①女性相談窓口の改善と周知	45
②女性性に起因する女性の困難さへの対応.....	45
③居場所や住まい等の創出と連携による支援	45
④民間団体等との協働した支援.....	46
4 主な相談窓口	47
コラム5 性犯罪・性暴力被害を相談されたら～世田谷区犯罪被害者等相談員から	49
資料.....	50
・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	
・世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会設置要綱	
・困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会名簿	
・基本的な方針策定にかかる経過等	
コラム6 なぜ、困難な「女性」への支援なのか.....	60

女性特有の困難さとは

困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会
副座長 杉田 真衣(東京都立大学准教授)

女性は依然として困難な状況におかれています。

労働について見ると、同じ正社員・正職員であっても女性の給与は男性の 8 割に届かず、国際的に見ても日本における男女の賃金格差は大きくなっています(『男女共同参画白書 令和 6 年版』)。また、社会が不安定化してきた要因の一つが非正規雇用労働者の増加ですが、男女別で見ると、男性の 5 人に 1 人(22.6%)が非正規雇用であるのに対して、女性では 2 人に 1 人(53.2%)と、はるかに多くなっています(『労働力調査』2023 年平均)。

こうした状況が生み出された背景には、女性は結婚するまでは親が、結婚してからは夫が経済的に支える存在であり、働いてもそれはあくまでも家計を補助するためであるとみなされてきたことがあります。このことによって、若年の単身女性が働けない状態にあっても「家事手伝い」の存在とみなされて支援の対象とは認識されず、非正規労働は家計補助だと扱われてその賃金は低い水準に留め置かれ、シングルマザーの多くが生活の困窮を強いられてきました。労働における格差は低年金、低貯蓄をも引き起こし、高齢の単身女性の相対的貧困率は、同じく高齢で単身の男性よりも高くなっています(*)。「就職氷河期世代」と呼ばれる 40~50 代の単身女性は若い頃から不安定な状況に置かれており、現在は何とか生活できている場合でも、今後その多くが困窮状態へと追い込まれることが推測されます。

身体的な側面から見ても、女性には月経、妊娠や出産に伴う困難が生じやすい状況があります。こうした身体的な困難がそのまま労働や生活における支障となることがないように、社会的な支援を構築することが求められます。たとえば、生理休暇が取得しやすく、妊娠中や出産後も働きやすい職場づくりがそれにあたります。予期せぬ妊娠による社会的孤立に対する支援も必要ですが、同時に、予期せぬ妊娠を回避する手段を拡充し、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する知識を広めることも重要です。「生理の貧困」が社会問題となることで経済的な負担がようやく可視化されましたが、見過ごされてきた社会的課題の解決をいっそう進めていかなければなりません。

DV、性暴力、性的虐待については、男性も、同性間でも被害に遭いますが、女性が多く遭っていることが指摘されてきました。これまで見てきた男女の格差とそれを生み出している差別的な社会構造が、そうした暴力を起きやすくし、また加害者から逃れにくくさせています。

これまで見てきた女性の困難は、互いに関わり合っています。たとえば、DV 加害者から逃れた女性や、出産後の就業継続が難しい職場をやむなく離れた女性が、しばしば安定した職に就きづらいといったことです。暴力被害は心身に深刻な影響を及ぼすため、就労自体をも困難にさせます。さらには、女性と一口に言っても、障害、外国籍・外国ルーツ、性的マイノリティなど、いくつもの背景とそれに由来する困難があります。このように困難はしばしば折り重なっているため、それに対する支援体制は横断的にならざるを得ません。

困難な状況にあればあるほど、支援は求めにくくなります。未だ気づかれていない女性たちの困難を見つけ、支えていくことが、自治体、ひいては社会全体に求められています。

* 阿部彩 (2024)「相対的貧困率の動向 (2022 調整 update)」JSPS22H05098,<https://www.hinkonstat.jp/>

1 基本的な方針の背景

(1) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」について

① 法制定の背景と経緯

- ・日本において「女性であることに起因する生活困難」に対する福祉施策は、昭和 31(1956)年制定の「売春防止法」に基づく「婦人保護事業」を中心に展開されてきました。
- ・売春防止法は、戦後の混乱期に「売春をなすおそれのある女子」を「要保護女子」と定義し、彼女らを保護・更生することを目的としていました。しかし、この法律は売春に焦点を当てており、多様な背景を持つ女性が抱える困難に十分対応できず、人権や福祉、自立支援等の視点は不十分なものでした。また、売春防止法は支援対象を「売春を行うおそれのある女子」に限定され、支援が威圧的・懲罰的な要素が含まれている点も問題視されてきました。
- ・その後、女性支援のニーズが多様化し、平成13(2001)年に DV 防止法、平成12(2000)年にストーカー規制法が制定されるなど支援範囲が広がったが、売春防止法自体は抜本的に改正されず、生活困窮や障害によって売春を強いられる女性たちに対して適切な支援が届きにくい状況が続いてきました。
- ・近年では、社会経済の変化や価値観の多様化に伴い、家庭関係の破綻、経済的困窮、暴力や DV など、女性が直面する問題がさらに多様かつ複雑化しています。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響は、女性の貧困問題を顕在化させ、シングルマザーの失業や DV の増加、女性の自殺といった問題が浮き彫りになりました。
- ・これらに対し、支援体制の整備は依然として不十分でした。こうした背景を受け、与野党の女性議員を中心に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「法」という。)の必要性が議論され、令和 4(2022)年に議員立法として提出されました。この法律案は第208回国会で全会一致で可決・成立し、現代の女性が抱える多様な困難に対応する支援法として新たな一歩を踏み出しました。

② 法の趣旨と基本理念

- ・法は、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的」として、売春防止法に代わる新たな法律として成立しました。
- ・法では、基本理念として、以下の3点を掲げています。
 - 1) 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
 - 2) 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

3)人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

- ・法は、売春防止法の枠組みから脱却し、「女性が抱える多様な問題」に対応するために制定されました。具体的には、「性的被害」「家庭状況の問題」「地域社会との関係」といった困難に直面する女性を支援対象としており、年齢、障害の有無、国籍を問わず支援の手が差し伸べられる仕組みを提供していくものです。
- ・女性が自らの意思を尊重され、生活再建を目指すための支援体制が強化され、社会全体として女性が安心して自立できる環境の整備が進むことが期待されています。

(2)国の基本方針 ～ 国・東京都・区の役割分担と連携

令和5(2023)年3月、厚生労働省が有識者会議を開催し、法に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」が策定・告示されました。各都道府県が地域特性に応じた施策実施計画を策定し、市区町村にも施策推進の努力義務が課され、都道府県と協働しながら地域内で女性が必要とする支援が提供される体制の構築が求められています。

① 国の役割

国の役割は全国に公平な支援の基盤を整え、支援の質を高めるとともに、都道府県および市区町村における取組みの一貫性を確保することにあります。

- ・法に基づき、国は各自治体が円滑に支援を行うため、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」(以下「国の基本方針」とする。)を策定し、全国的に統一した支援の枠組みと方向性を提示しました。
- ・この方針では、女性の自立支援、医療支援、カウンセリング、住居支援、法的サポートといった包括的な支援内容や、自治体や民間との連携方法を示しています。
- ・国は各自治体の実施体制を支えるための財政支援や、人材育成プログラムの提供なども担います。

② 東京都の役割

東京都は、国の基本方針に基づき「基本計画」を策定し、地域の実情を踏まえた支援策を以下のように計画的に展開します。

- ・「基本計画」では、積極的な支援の実施と周知、支援者同士の連携と調整を図る方針を示しています。
- ・都の支援体制には、段階的かつ重層的な支援体制が求められることから、行政機関と民間団体のそれぞれの特性を活かし、各支援機関が持つ強みを活かした支援体制を検討します。
- ・都は、地域内の支援状況と実施体制を把握し、必要に応じて女性相談支援センターの設置や女性相談支援員の配置、女性自立支援施設の設置状況を検証します。
- ・都は、困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体と協働し、女性の意思を尊重した支援体制や、女性が抱える問題とその背景、心身の状況に応じて最適な支援を受けられるよう、体制を整備していきます。

- ・広域的な観点から、都は区市町村の支援施策が円滑に進むよう、区市町村が策定する基本計画や各施策の取組状況について情報提供を行い、区市町村のニーズに応じた包括的な支援の展開等、区市町村への支援を行うとともに、取組み状況を把握し、地域間で支援格差が生じないように、必要な取組みを働きかけます。

③ 区の役割～基礎的自治体に求められること

区は、住民にとって最も身近な行政機関として、支援の端緒となる相談機能の役割を担います。

- ・困難な問題を抱える女性への支援を実施する上で、児童福祉、ひとり親支援、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護など、複数の福祉制度を所管し、実施主体として包括的に対応します。
- ・支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれ主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を提供します。
- ・庁内での情報連携及び支援方針の決定が円滑に行われるよう、関係部署が参加する会議の定期的な開催等の工夫に努めます。
- ・都の「基本計画」に基づき、区市町村の基本計画策定、女性相談支援員の配置、地域住民への支援窓口の周知、地域における民間団体との協働による積極的な支援等に努めます。

法ではそれぞれの役割を定めた上で、共通の役割と連携について定めています。

東京都と区は、「支援調整会議」を組織し、困難な問題を抱える女性への支援が適切かつ円滑に実施されるよう努めます。この会議では、支援に携わる関係者が集まり、情報の共有や支援方針の検討を行い、支援活動の調整や改善を図ります。

また、国が提供する調査研究や研修、予算なども活用し、支援施策の普及・啓発、効果的な支援手法の調査研究、人材の確保・育成、支援スタッフの資質向上に努めるとともに、女性支援を行う民間団体に対しても、安全で安定的な運営ができるよう援助に努めます。

このように、国・都・区が相互に連携を図り、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の活動を支援し、地域特性やニーズに応じた適切な支援が行われる体制の構築に努め、都内全域で困難な問題を抱える女性が安心して支援を受けられる環境が整備され、女性の自立や生活の安定を促進することが求められています。

2 困難な問題を抱える女性への支援の現状と課題

(1) 支援の中核機関の現状と課題

法第 9 条において、女性相談支援センターについて都道府県に設置義務を設け、法第 12 条において、女性自立支援施設について都道府県が設置できるとしています。法第 11 条では、女性相談支援員について都道府県に設置義務、市町村に努力義務を設けています。

国の基本方針では、支援体制として、①女性相談支援センター、②女性自立支援施設、③女性相談支援員 の三機関は、支援の中核機関であり、定期的な意見交換により日常的な連携関係を深めることが望ましい、としています。

① 女性相談支援センター（東京都設置）

【現状】

- ・東京都女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性支援の中核機関として、対象者に支援を提供するだけでなく、女性相談支援員や女性自立支援施設及び民間団体などに対して、支援が難しいケースへの助言を行うとともに、支援力向上のための研修を実施するなど、支援者側を援助する役割も担っています。
- ・東京都女性相談支援センターは、大きく分けて「相談業務」と「一時保護業務」を実施しています。一時保護は年間を通じて、日中、夜間を問わずに福祉事務所、警察からの依頼により、DV 等の暴力被害者や支援の必要な女性の保護の他、「人身取引対策行動計画」による人身取引被害者の保護も行っています。

【主な支援内容】

- 支援対象者の立場に立って相談に応じ、相談を行う機関を紹介
- 支援対象者及び同伴家族の安全確保及び一時保護の実施
- 支援対象者の抱える問題やその背景、心身の状況等を適切に把握するためのアセスメントを行い、本人の意向を把握しながら最適な支援を実施
- 支援対象者の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助等を実施
- 同伴児童に対して、児童の状況に応じて、学習支援を実施
- 女性自立支援施設への入所・退所を決定

東京都女性相談支援センターの事業の内、区が、主に関わるのは「一時保護業務」となります。東京都の、一時保護は年間を通じて、日中、夜間を問わずに福祉事務所、警察からの依頼により、DV 等の暴力被害者や支援の必要な女性の保護の他、「人身取引対策行動計画」による人身取引被害者の保護も行われています。

区が、一時保護の依頼をした件数については以下の通りです。

令和 3 年度 24件（一時保護所 21件・保護委託 3 件）

令和 4 年度 30件（一時保護所 27件・保護委託 3 件）

参考：令和4年度 東京都一時保護実績 保護件数 500件(单身339件母子 161 件)

【課題】

・現在の、一時保護施設は二人部屋で、トイレや風呂は共有となります。そのことから、「プライバシーが保護されない」「他者との関わりにストレスを感じる」などの理由から、相談者が一時保護事業の利用をためらう事があります。

中学生以上の男子を受け入れられる一時保護委託の施設が限られているため、緊急性や秘匿性の高い相談者が、やむを得ず一般の宿泊所などを利用するしかない状況にあります。

・困難さを抱える女性の中には DV 被害者も含まれていることから、一時保護施設の住所は秘匿となっています。そのため、配偶者等からの追及・追跡のおそれのない方であっても、外出制限(通勤・同伴児の通学など)や通信制限などの施設の利用上の規則があり、その秘匿性を守る事が障壁となり、結果入所に結びつかない現状があります。

② 女性自立支援施設(東京都委託)

【現状】

・女性自立支援施設については、都道府県が設置又は社会福祉法人等に委託して自立支援を行うことができるとしており、現在、都内には、特別区内に 3 か所、多摩地区に 2 か所の女性自立支援施設があります。

・保護を必要とする女性が入所し、自立に向けた就労および生活に関する指導・支援が行われており、女性相談支援センター所長が入退所の決定を行います。

・入所期間については、特に定めはありませんが、妊産婦を主な支援対象としている女性自立支援施設については、概ね妊娠36週以降の妊婦または産後 6 カ月以内の乳児を同伴する母親を対象としています。

【主な支援内容】

○困難な問題を抱える女性の入所を受け入れて、その保護の実施

○入所者の心身の健康の回復を図るための医学的または心理的な援助を実施

○自立の促進のための生活支援や自分らしく生活できるようなプログラムの提供

○同伴した児童に対する生活及び遊び・発達に関する支援や、母子関係安定の為の支援を実施(妊産婦を主な支援対象とする施設)

○退所者への相談その他の援助を実施

都内全体の女性自立支援施設の定員は 230 名(一時保護委託分及び同伴児童分を含む。)ですが、4年度末の在籍者数は、99 名(都外にある女性自立支援施設を含む。一時保護委託及び同伴児童は含まない。)です。

区の利用状況は、以下の通りです。

	女性自立支援施設在籍者数	(左のうち:妊産婦対象施設入所者数:再掲)
令和4年度	5名	1名
令和5年度	8名	3名

【課題】

- ・女性自立支援施設の入所時は、女性相談支援センターの一時保護事業を利用しアセスメントの上で、東京都が入所を判断することとなっていますが、一時保護施設の規則（携帯等が使えない、外出不可である）に対しての拒否感から、「居所が無い」等の主訴があっても女性自立支援施設への入所に結びつきづらい現状があります。
- ・女性自立支援施設の入所中は、経済的支援（現金給付など）がありません。そのため手もちのお金が無い相談者の中には、その事が理由で入所を避ける傾向があります。特に、若年女性の場合は、携帯電話の費用等の支払いが困難になるという理由で、他の施設での生活を希望される方もいます。
- ・妊娠婦を主な支援対象としている女性自立支援施設については、絶えず満床で、予期せぬ妊娠や特定妊婦の場合など、入所による支援を希望していても、なかなか入れない状況があります。

③ 女性相談支援員（区）

【現状】

- ・女性相談支援員は、都道府県（指定都市を含む）に配置義務があり、市町村は努力義務となっています。
- ・区では、令和6年4月1日現在、21名の女性相談支援員を各総合支所の子ども家庭支援センターに配置し、女性相談もしくはDV相談として、支援対象者の相談に応じています。
- ・区は、支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすとともに、困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、ひとり親福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活保護などの制度の実施主体であり、支援の主体ともなっています。
- ・DV相談や親族（親・兄弟など）からの虐待などの場合は、その危険度や緊急度に応じて一時保護の対応のため、東京都女性相談支援センターと連携し支援をしています。その他、複合的な課題がある場合は、保健福祉センター各課への繋ぎや、関係機関との連携のもと、支援対象者本人の意向を尊重した支援をしています。

【主な支援内容】

- ・女性相談・DV相談における、支援対象者との面接などの相談対応
- ・支援対象者が自己決定できるよう、必要な情報提供と課題整理
- ・要保護性・緊急性のある相談者への一時保護事業の利用手続き（連絡調整）及び同行
- ・警察署・学校・保育園・医療機関・NPO法人等との連絡調整及び連携
- ・法テラスなどの公費負担ができる制度の情報提供
- ・保護命令・支援措置等の手続き支援や代理人弁護士との連絡調整
- ・支援対象者との面接相談の継続による支援（DVサバイバー*¹・ACEs*²への支援）
- ・新たな生活の再建に向けて、基盤づくりの情報提供及び同行・連絡調整

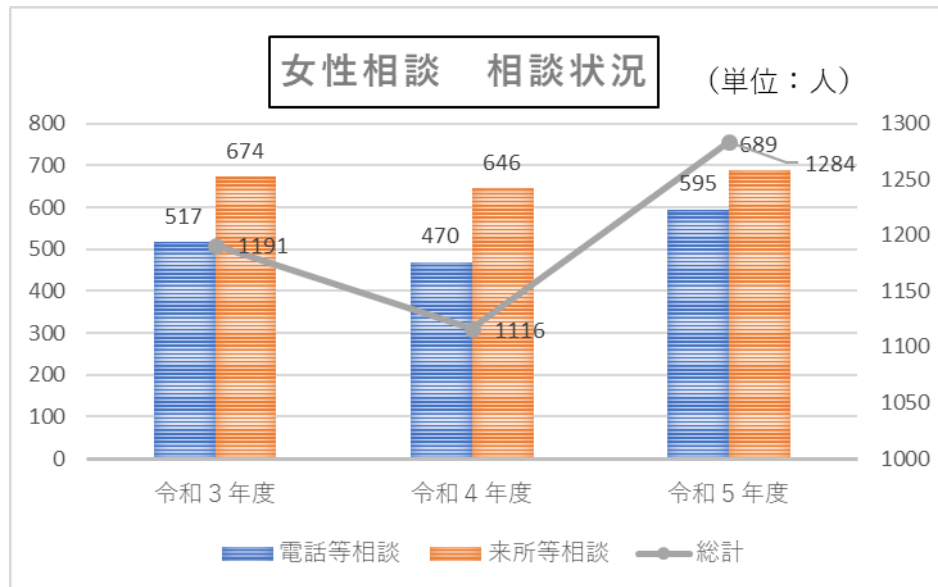
*¹ DVサバイバー DVの被害を受けた／受けている人たちが、その試練の中で生き続けている状況をいう。

*² ACEs 逆境的な子ども時代の体験（虐待・親との離別・機能不全家族・家族の薬物中毒など）

【区の相談支援の現状】

■女性相談の受付人数(実人員)

- ・令和5年度では、来所等相談が689人、電話・手紙などによる相談が595人、総計1284人の相談に対応しました。相談対応実人数の全体数は、増加傾向にあります。



■令和5年度 来所相談者：年齢と主訴

- ・来所による相談のうち、約 7 割を占めるのが下表の「DV／離婚」のうちのDV、「子ども、親・親族・交際相手・その他の者」からの暴力となっています。

(単位：人)

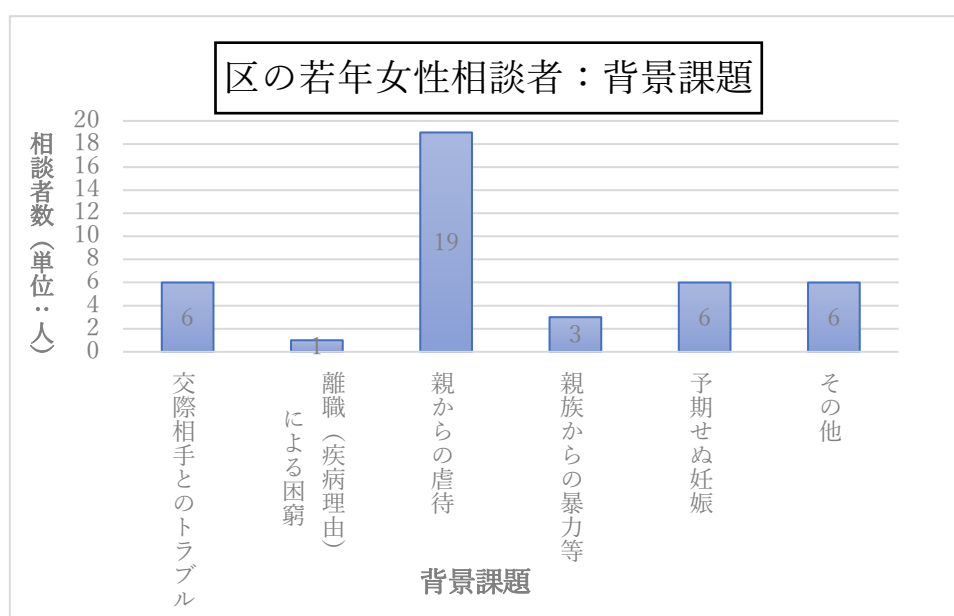
主訴 年齢	DV/離婚	子ども からの暴力	親・親族 からの暴力	交際相手 からの暴力	その他の者 からの暴力	男女 問題	ストーカー 被害	その他	経済	医療 関係	住居 問題	帰住先 なし	計
15~18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18~20歳未満	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
20~30歳未満	39	0	34	7	0	0	0	3	1	9	6	0	99
30~40歳未満	141	0	15	2	1	0	0	1	4	6	15	0	185
40~50歳未満	181	0	5	5	0	0	0	4	6	3	9	0	213
50~60歳未満	83	0	1	1	0	0	1	0	7	2	6	0	101
60~65歳未満	14	0	6	4	0	0	1	0	1	0	0	0	26
65~75歳未満	2	7	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	12
75歳以上	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
不明	23	1	2	0	0	2	0	11	2	6	0	1	48
合計	485	8	67	19	1	2	2	20	21	27	36	1	689

- ・年代別では、30代から40代の子育て中の女性からの相談が多くなっています。一方で、若年女性(18歳から20代)の主訴は、DV 相談者を除くと、「親・親族からの暴力」の相談の多さが目立っています。
- ・性暴力被害については、民間の相談機関や人権・男女共同参画課の犯罪被害等支援相談員と連携を取りながら対応しています。
- ・母子からのDV相談等の場合は、同伴児童への虐待(面前 DV)という課題もあるため、多く

の場合、早急に対応をする必要があります。相談当日に、東京都女性相談支援センターの一時保護事業が利用できない場合もあることから、緊急一時保護事業などを活用し、相談者と同伴児童の安全・安心を確保することを第一優先に対応しています。

- ・令和4年度以降*3に、区へ相談に訪れた若年女性の相談者（注：DV 相談等をのぞく）の約半数のケースが、過去に「親からの虐待」を受けており、兄や祖父などからの「親族からの暴力」を含めると、約半数以上となっています。「家を出たい」「生活に困っている」という主訴で来所する若年女性の半数以上は、逆境的小児期体験(ACEs)を背景にもち、結果、成人後に多様化する課題を抱えて相談に訪れている現状があります。

*3 令和4年4月～令和6年9月までの、18歳以上30歳未満の来所相談者のうち、DV相談者を除くもの（全41件）を対象とする。



- ・外国人の方の相談には、母語での相談ができるよう、事前にNPOの通訳サービスの利用を調整するようにし、急な相談の場合も、オンライン通訳が使用できるタブレットを用いて、相談対応しています。その他、離婚手続きなど法的な相談ができる先として、「外国人在留支援センター(FRESC)」とも連携し、FRESC 内法テラスへ繋ぐようにしております。

【課題】

- ・区の相談傾向として、相談者がそれまでの生活を捨てて避難するという考えがもてないまま、ハラスメントや暴力の加害者がいる環境での生活を継続する事を選択し、DVサバイバーやACEsサバイバー*5となる方がいます。結果、女性相談やDV相談が途絶える相談者が一定数います。再び危機的状況になる前に、日ごろの辛い思いを構えずに話せる場所が不足しています。
- ・相談者が抱える困難さや課題が、複合的かつ多様化していく現状があり、専門的かつ新しい知識と技術の習得や、他分野・他機関との調整が必要となるなど、女性相談支援員に求められる専門性・業務に関する難易度が上がってきている状況にあります。

- ・若年女性世代の支援などについては、児童相談所での一時保護歴などの過去の経験から、公的な機関に対する構えや抵抗感がある方も少なくありません。また、支援に繋がっても、相談者のニーズに対して行政から提供できる内容が受け入れられず、1・2回の面接で支援終了となる場合もあります。若年女性支援を継続している民間支援団体とのつながりを持つことで、公的機関としての課題を補う必要があります。
- ・若年女性の中には、「予期せぬ妊娠」から妊娠・出産という問題に対処することができず、民間の支援団体に相談したことをきっかけとして行政に繋がる相談者もいます。若年女性を支援していく上で、民間支援団体との連携が支援の継続性や繋ぎの中では重要になると同時に、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの予防的な取組みも今後の課題となります。
- ・令和6年4月1日現在、区の女性相談支援員21名のうち、福祉職は18名・事務職は3名であり、福祉職の中でも社会福祉士等の有資格者は8名となっています。女性相談支援員に求められる専門性について、研修等による専門性向上支援のほか、困難事例等に関する業務支援が行える推進体制の強化が必要です。

*4 ACEs サバイバー 逆境的な子ども時代の体験を受け、その試練の中で生き続けている状況をいう。

事例Ⅰ 【逆境的小児期体験（ACEs）が背景にある若年女性】

20代単身女性。

小学生の頃に両親が離婚し、母親の夜間放置などネグレクトの環境で育ち、高校卒業を機に上京して風俗の仕事に就く。

当初は、海外旅行やブランド品を買う等生活を楽しんでいたが、徐々に不眠症状が始まり、働けなくなる。消費者金融からの借金・家賃滞納と負債が嵩み住む場所が無くなったことから、NPO法人にSNSで相談し行政につながる。

本人の状況から公的なシェルターや生活保護制度の施設への入所を提案するが、集団生活や携帯電話が使えないことを理由に拒否する。

さらに女性相談支援員は、女性自立支援施設への直接入所の方法を情報提供する。

「（施設を）見ないとわからない」と話すため、施設の見学に同行したが、その場でも即決はできなかった。見学後、NPO法人職員の助言も受け、相談者自ら考える時間を十分にとったところ、ようやく入所を決断できた。

施設入所後は、中断していた精神科の受診を再開し睡眠導入剤の服用を始め不眠が少しずつ解消された。その後も、一日中居室のベッドの上で動画ばかり見て過ごしていたため、施設内作業を（週2、3回2時間程度）開始するよう支援する。

また、住民票の職権消除・番号通知カードの紛失・国民年金の未加入など未解決の行政手続きがあり、女性相談支援員が同行してひとつずつ手続きを進めていく。当初は、手続きの同行を「子どもじゃないんだから、うざい」と煙たがっていたが、最後の手続きでは「一緒だとなんでも出きるから楽だった」と笑って話す。

支援の中で大切にしていること

女性相談に来所する若年女性の半数近くは、※逆境的小児期体験（ACEs）を抱えており、他者との関係や思うことを言葉にすることに課題がある人が多い。

介入や指導ではなく、寄り添い型の支援で本人が決断できる事や少しずつ成功体験を増やすことが重要と考えている。

※小児期に被虐待や機能不全家族との生活などによって経験する困難な体験

（総合支所 子ども家庭支援課 女性相談支援員による支援）

事例2 【不法滞在のまま飛び込み出産をした外国籍女性】

外国籍の30歳単身女性。

就労目的で来日するが、同棲相手からのDVを受け、居所が無くなり在留資格の更新ができず不法滞在となる。その後、別のパートナーと知りあい妊娠する。当初は、自国に戻り出産予定だったので、日本での健診等を受けていなかった。妊娠29週で容体が急変し、(パートナーは一時帰国中であった)母子手帳未交付・健診未受診の状態で病院に救急搬送され、緊急帝王切開にて未熟児を出産する。

出産病院から相談機関につながり、子は医療機関に一時保護委託され心疾患の手術を受ける。相談者も一時期は多臓器不全の状態だったが、元々両親との関係性は良好で、出産後の母子のサポートの申し出があり、相談者も帰国を希望する。テレビ電話でやり取りをし、入院や施術等にかかった多額の医療費用も両親が負担する事となった。母子共に退院の際の帰国までの支援について、女性相談支援員が対応の依頼を受ける。

女性相談支援員は、各種関係機関(区児童相談所、子ども相談担当、病院、大使館、東京出入国在留管理庁、NPO法人)と連携、調整等を行う。

自国の大使館にて、ビザ・子のパスポートの取得、東京出入国在留管理庁にて在留期間の更新手続き、資格延長等の各種手続き、また、帰国に伴い育児物品の買い物への同行など、母子が安全に帰国するために必要な支援を行い、最後は大使館職員と共に空港で出国を見送った。

支援の中で大切にしていること

外国籍の女性相談を受ける際は、言語の問題のほか、在留資格やビザの問題・ハーグ条約など、法的な対応も含めた知識も必要となる。関係機関との連携、調整等も多くなることから、よりケースワーク力が求められる。

(総合支所 子ども家庭支援課 女性相談支援員による支援)

事例3 【夫からのDVを訴える統合失調症の女性】

相談者40代、夫、子どもとの3人世帯。

半年ほど前から奇異な言動が多くなり、突然家から失踪する。他自治体で保護され、区の女性相談支援員に連絡があり面接につながる。

相談者は、「夫からのDV」があり帰宅はできないという一方で、「悪魔が見える」「霊にとりつかれている」など、終始妄想的なエピソードを繰り返す。精神科への受診を働きかけるが拒否され、「シェルターに入りたい」「安全なところで生活したい」と繰り返す。夜間になった事もあり、警察官も同行の上、都の一時保護施設へ移送する。翌朝、「ここにはお化けが沢山いる」と自主退所し、警察に相談に行ったため、再度、女性相談支援員につながる。

相談者は、「夫が怖くて帰れない」「霊のいないシェルターに入りたい」「頼れる親族はいない」と語るのを、別の緊急一時保護施設に入所手続きをし、女性相談支援員と保健師が相談者へ受診勧奨をし、精神科の受診につなげた。「統合失調症」の診断を受け、即日医療保護入院となった。

入院中、少しずつ症状は回復し、夫と連絡を取り合えるようになり、相談者の希望から帰宅した。

＊支援の中で大切にしていること＊

本事例の精神疾患を抱えているケースの場合は、相談者の不安や主訴を丁寧に受けとめつつ、必要な医療につながるよう努めている。

また、女性相談支援員はDV被害の訴えがある場合、相談者（や同伴児童）の安全・安心を第一に考えた支援を心がけている。

（総合支所 子ども家庭支援課 女性相談支援員による支援）

(2)世田谷区立男女共同参画センター「らぷらす」における女性相談の現状と課題

【現状】

区では女性相談支援員による女性相談の他、男女共同参画センターである「らぷらす」における女性を対象とした相談事業を実施しています。相談事業としては、「女性のための悩みごと・DV相談」の他、「女性のための働き方サポート相談」「女性のための企業・経営相談」があります。

また、相談事業の他、女性のためのサポートグループの運営、さまざまな講座やイベントの実施、情報提供などが一体となった女性の支援を実施しています。

■利用状況の年度推移

令和 5 年度は相談事業全般において相談件数に増加傾向がみられましたが、中でも「女性のための悩みごと・DV相談」では、LINE 相談の件数増加がみられています。(延べ件数)

年度	電話相談	面接相談	メール相談 ※1	LINE相談※ 2	合計
令和元年度	675	110	—	—	785
令和 2 年度	1,088	104	30	—	1,222
令和 3 年度	1,050	150	54	—	1,254
令和 4 年度	1,073	149	26	247	1,495
令和 5 年度	1,097	109	16	358	1,580

※1 メール相談:令和 2 年 7 月より開始 LINE相談:令和 4 年 5 月より開始

相談時間帯

令和元年度 週 4 回(平日 3 日 土 3時間～5 時間/1 日)

令和 2 年度 週 5 回(平日 3 日 土日 3時間～5時間/1 日)

令和 3 年度～週 5 回(平日 3 日 土日 平日 7 時間 土日 5 時間/1 日)

■令和 5 年度相談形態と年代

いずれの相談形態でも 40 代～50 代が主流となっています。LINE 相談を開始したことにより 10～30 代からの相談が増加しました。

いずれの相談においても既婚(同居)の割合が多くなっています。

(延べ件数)

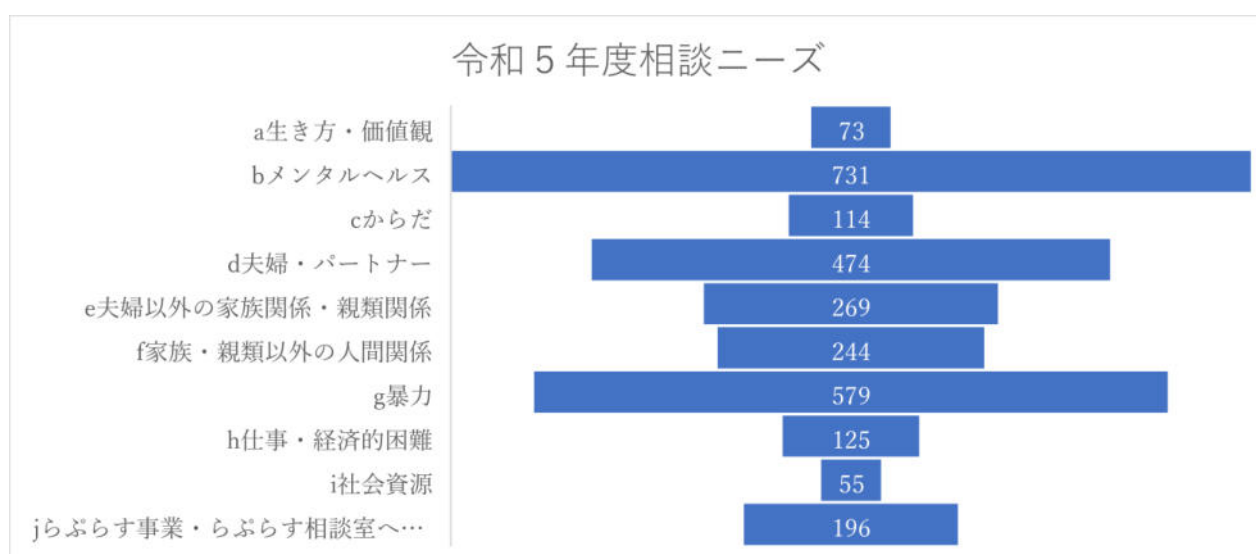
	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	不明	合計
電話	1	15	123	<u>429</u>	<u>373</u>	56	20	80	1097
面接	0	0	21	<u>45</u>	<u>33</u>	9	1	0	109
メール	0	2	3	2	<u>6</u>	0	0	3	16
LINE	8	15	54	<u>58</u>	<u>187</u>	7	1	28	358
合計	9	32	201	<u>534</u>	<u>599</u>	72	22	111	1580

■令和 5 年度相談形態と相談ニーズ

電話・LINE などの対面でない相談では、メンタルヘルスの割合が一番高くなっており、いずれの相談も①暴力((夫・パートナー及び、デートDV、親族からの虐待、ストーカー及び元恋人からの身体的精神的等の暴力)②夫婦・パートナーとの関係が上位を示しています。

*延べ件数(複数選択)

分類	電話	面接	LINE	メール	合計
a 生き方・価値観	49	6	18	1	74
b メンタルヘルス	608	21	102	1	731
c からだ	106	3	5	0	114
d 夫婦・パートナー	276	107	91	4	474
e 夫婦以外の家族関係・親類関係	213	17	39	1	269
f 家族・親類以外の人間関係	197	4	43	2	244
g 暴力	347	117	115	16	579
h 仕事・経済的困難	84	7	34	2	125
i 社会資源	44	5	6	2	55
j らぶらす事業・らぶらす相談室への問い合わせ	91	0	105	7	196
合計	2015	287	558	36	5752



【課題】

相談内容の中で、「暴力」や「夫婦・パートナー」との関係に悩んでいる相談は多く寄せられます。内容によっては、相談者の安全を一番に確保するために、適切な関係機関につながなければなりません。そのためにも一時保護の支援を実施する区の女性相談支援員等との連携を一層強化する必要があります。

また、メンタルヘルスや体の相談、就労、経済的困難など、専門機関での相談が必要な場合には、適切な関係機関を案内することが重要になります。

そこで、相談員のスキルアップのために、年数回専門家による研修や東京ウィメンズプラザのSV 研修の受講や、相談員が一人で抱え込まないよう週に 1 回全員出席のカンファレンスを行っていますが、今後もよりよい相談を目指し、チームで研鑽を続けていく必要があります。

コラムⅠ 男女共同参画センター「らぷらす」のDV相談から

「らぷらす」への相談は、「DVを受けているのですが」とか、「DVの相談をしたいのですが」…といった、かかってくるものもありますが、多くの相談者は、生活する中で、なにかもやもやする、不安になる、家族といる時間がつらい、子育ての方針でパートナーを意見が合わないなど、DVとは一見関係なさそうな話から始まります。

相談者自身、自分がDV被害者なのかどうか認識していない場合、相談員は、相談者に寄り添い、傾聴「聴く」に加え、DVに関する情報や知識を伝えながら、相談者の自己決定を尊重し、DVを受けていることの認識を促します。

また、経済的な不安や、子どものために家を離れられない、離婚は考えていないという場合は、家庭の中で、暴力を振るわれなかったための安全計画やパートナーとのコミュニケーションの取り方等、安全を担保するのに必要な、且つ、役に立つ知識や情報を伝え、相談者ができることを一緒に考えていきます。

本人が、家を出た、帰る場所がない等緊急避難が必要な場合は、相談者の了解を得たうえで、子ども家庭支援課等関係機関につなげています。また、夜間・休日など行政窓口が閉庁している場合は、警察につなげています。

「らぷらす」の相談の対象は、生きづらい、つらい…、もしかしてDVかも…という人から、課題の整理、解決方法を探したい人、心とからだの回復を目指す人、生活再建、経済的自立をめざす人まで、様々です。離婚後、支援も受けながら生活が始まったが、一人になってさびしいと、再び「らぷらす」に相談する人もいます。

ご自身が抱える課題をなんとかしたいと相談してきた人に寄り添いながら、解決において支援すること、そして、相談者と相談員の対等な関係の中で、次の行動に移せるように、「相談者へエンパワーメント」をしていくことが「らぷらす」の相談の役割と考えています。

エンパワーメントとは、抑圧されていた人がもともと持っている力に気づき、それを発揮していけるようになること、そして、相談者自身が問題解決の主体となるとともに、他者となつながら、新しい価値や関係性を身につけていくことです。

「らぷらす」では、相談以外にも、居場所事業や講座事業、情報収集・提供事業等を行っており、相談者の方に添った支援をしています。

悩みごとDV相談に相談していた女性が、相談が進む中で、居場所に興味を持たれ、参加しました。彼女にとって、とても心地よく、気に入ったようでした。その影響からか、次に、働いてみたいということで、働き方サポート相談につながりました。

これまで、契約更新されないことが多かったという経験から、今回は短期のバイトを探し、働き始めることができました。数か月後、ご本人から、最後まで務めることができた、うれしかったという電話が入りました。相談に加え、居場所事業に参加することで生き方の選択肢が広がり、自己信頼感を回復することができたのです。

コラム2 女性相談支援員による女性相談と「らぷらす」の女性相談ってどう違う？

○女性相談支援員による女性相談

子ども家庭支援課は、配偶者暴力防止法による配偶者暴力防止センターの機能の一部を担っており、女性相談支援員によるDV相談では、避難を要する方の一時保護等の支援も行い、必要に応じて同行支援をおこなっています。主に緊急度や危険度が高く緊急対応や安全確保が必要な支援を担っています。

同様に親族からの暴力や居所のない女性の相談を受けた場合も一時保護等の支援を行っています。また、予期せぬ妊娠や経済的困窮、居住に関する困難を抱えた相談者に関係部署と連携して支援を行っています。

○区立男女共同参画センター「らぷらす」による女性のための悩みごと・DV相談

男女共同参画センター「らぷらす」での相談では、DVに関する相談だった場合は、DVに対する理解や自分の考えを整理するための自己決定支援を行うなど、カウンセリング機能を担っています。

相談を継続しながら、状況に応じて男女共同参画センター「らぷらす」で行う各種男女共同参画事業につなげるなど、相談者の気づきやエンパワーメントにつながるよう支援しています。

DV以外の悩みごとの相談では、家族の問題や人間関係、職場の問題など、女性ならではの生きづらさについての相談が多く寄せられています。

また、状況に応じて男女共同参画センター「らぷらす」で行う各種男女共同参画事業の案内や生活困窮や精神保健、障害や高齢のサービスが必要な場合などは、行政機関につないでいます。

(3) 庁内関係所管の支援の現状と課題

【現状】

これまでも、区では、各総合支所子ども家庭支援課に女性相談支援員を配置し女性相談を実施し、男女共同参画センター「らぷらす」においても「女性のための悩みごと・DV 相談」により、困難な問題を抱えた女性への相談に対応してきました。

また、国の基本方針において求められている支援の内容等について、庁内関係各課で男女問わず実施している施策を洗い出すと、ほぼ支援内容を網羅している状況があります。国が示す基本方針に基づき、区における支援の現状を関係各課に確認した状況を下記に整理しました。

① 国の基本方針において求められている支援の内容・体制等における区の現状

支援の内容

i) アウトリーチ等による早期の把握

(求められる具体的な支援内容)

支援を求められる相談先を広く周知すること、SNS 等を活用したアウトリーチを含む多様な相談支援に取り組む。

(各課の取組み)

【人権・男女共同参画課】

○男女共同参画センター「らぷらす」によるメール相談・LINE 相談

家族、人間関係、生き方などの様々な問題や、配偶者やパートナー恋人などからの暴力やモラルハラスメントに悩む女性のための相談を実施している。電話や面談による相談のほか、令和2年7月よりメール相談を、令和4年5月より LINE 相談を開始している。

【子ども家庭課】

○ヤングケアラーコーディネーター業務及び LINE 相談

ヤングケアラーを取り巻く地域の関係機関の支援力強化のため、ヤングケアラー支援のための専門知識を持つ者によるヤングケアラーコーディネーター業務を実施している。また、当事者が空いた時間等に気軽に相談できるよう、LINEを活用した相談窓口を開設している。

○ひとり親支援拠点

令和3年度(2021年度)に定めた母子生活支援施設の支援者のガイドラインにもとづき、施設等に入所しているひとり親家庭だけでなく、広く地域で暮らすひとり親家庭等も含め支えていく地域のひとり親家庭支援拠点を目指し、母子生活支援施設等の機能強化や支援の質の向上を図っている。

【健康づくり課】

○保健師による相談支援

こころとからだの健康相談、妊婦や子育て家庭への育児相談等保健師による相談支援を実施している。

ii) 居場所の提供

(求められる具体的な支援内容)

気軽に立ち寄り支援者や他の女性たちとも交流することができる居場所の提供に取り組む。

(各課の取組み)

【子ども・若者支援課】

○あいりす

身近な居場所：実施内容 小学5年生から24歳までの女性のための居場所

○たからばこ

身近な居場所：実施内容 小学5年生から高校生世代の居場所

○青少年交流センター

主に 39 歳までの若者がふらっと立ち寄れ、思い思いに過ごすことができる施設。ユースワーカーと呼ばれる職員が若者との対話を通じて、その中で出た悩みや課題に対し、適切な支援先につないだりしている。

【児童課】

○児童館

地域での子育て支援の身近な場所として、仲間づくりや情報交換、相談等のほか、出産前の方も利用できる。また、こどもまつりやキャンプ、創作活動等を通して、小学生・中高生世代の健全育成や居場所づくりにも取り組んでいる。

【子ども家庭課】

○子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業まいぷれいす

経済的な理由等で支援を必要とする家庭の中学生のお子さんが、平日や土日の 16 時から 21 時に、安心した空間で、勉強をしたり、ごはんを食べたり、自由に過ごすことができるように居場所を提供し支援する事業

iii) 相談支援

(求められる具体的な支援内容)

「本人中心」の相談支援に取り組む。

(各課の取組み)

【子ども家庭支援課】

○女性相談支援員による女性のあらゆる困りごとの相談

*2(1)③女性相談支援員の現状と課題参照

【健康づくり課】

○予期せぬ妊娠や特定妊婦等への支援

「保健師による相談支援他」「精神科医によるこころの相談」により実施

【人権・男女共同参画課】

○男女共同参画センター「らぷらす」による女性のための悩みごと・DV 相談 【再掲】

【工業・ものづくり・雇用促進課】

○せたがや若者サポートステーション(国事業)

一般就労になじまず支援が必要な若者、就職氷河期世代の方を対象に、相談、集中訓練、仕事講話、職場体験、定着・ステップアップ事業等を実施

【生活福祉課】

○メルクマールせたがや

世田谷若者総合支援センターにおける生きづらさを抱えた方やその家族の相談支援

【障害保健福祉課】

○地域障害者相談支援センター「ぽーと」

年齢や障害種別を問わず、区内在住の障害者、障害児及びその家族、関係者等からの相談に応じ、必要な情報提供・助言を行う。

○発達障害相談・療育センター「げんき」

発達障害者(自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある方)、またはその疑いがある方を対象に、相談や療育等を行う。

○ぴあさぼ「みつけばハウス」

発達凸凹のある人たちが、さまざまなワークショップを通じて、生きるヒントになる「ナニか」を見つける場所として、2016 年からオープン。

【障害保健福祉課・保健福祉課】

○発達コーディネーターによる個別的継続支援

ご本人の特性やこれまでの情報などを整理し、必要な支援が受けられるよう専門の相談員(心理職)がコーディネートを行う。

【子ども・若者支援課】

○せたホッと

世田谷区に在住・在学・在勤の 18 歳未満の子どもの権利をまもり、救済する機関で、世田谷区の子どもの関わる悩みや心配ごとなどをサポートしている。相談は、電話・メール・手紙・FAX・面接で行っている。

【子ども家庭課】

○地域のひとり親家庭支援拠点での休日相談事業

母子生活支援施設の多機能化の一環として、妊娠期から子どもが高校生世代になるまで切れ目なく支援するために、地域のひとり親家庭等に対する相談支援や情報提供等を離婚検討の段階から実施。

【児童相談支援課】

○せたエール

児童養護施設や里親などの元を巣立った若者が気軽に立ち寄れる居場所で、予約制の個別相談も行っている。

【保健福祉政策課】

○福祉の相談窓口

区内28地区のまちづくりセンターに、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)と社

会福祉協議会地区事務局が入り、「福祉の相談窓口」を設置している。

この三者が連携して様々な相談を受けており、福祉の相談窓口だけでは解決できない専門的な相談は担当組織や専門機関に引継ぎ、適切な支援が受けられるよう対応している。

【障害者地域生活課】

○障害者就労支援センター「しごとねっと」

主に精神障害のある方で、就労を希望している、または就労中の方の相談や支援を行う。

○すきっぷ就労相談室

主に知的障害のある方で、就労を希望している、または就労中の方の相談や支援を行う。

○ゆに（UNI）

主に知的な遅れを伴わない発達障害のある方で、就労を希望している、または就労中の方の相談や支援を行う。

【健康推進課】

○精神保健相談員による相談支援

健康づくり課、保健福祉課の保健師とともに関わりが困難な事例に対して支援を行う。

iv) 一時保護

（求められる具体的な支援内容）

緊急時など支援対象者の状況に応じて本人同意に基づく一時保護を行う。

（各課の取組み）

女性相談支援センターの利用	【子ども家庭支援課】
世田谷区緊急一時保護事業 ※	【子ども家庭課】【子ども家庭支援課】
民間団体との連携によるシェルターを活用	【子ども家庭支援課】
救護施設、更生施設、宿所提供施設・宿泊所	【生活支援課】
障害者施設・高齢者施設での一時保護	【保健福祉課】
児童相談所による子どもの一時保護	【児童相談所】

※緊急に保護を要する母子や単身女性を一時的に指定施設へ入所させて必要な保護、相談、指導等の応急的措置を行う。

V) 被害回復支援

（求められる具体的な支援内容）

生活の中での被害回復に中長期的に寄り添い続ける支援を行う。

（各課の取組み）

【健康づくり課】

○保健師による支援

こころの健康相談

○精神科医による心の相談(配偶者暴力相談支援センター機能)

こころの健康相談

【子ども家庭支援課】

○女性相談支援員によるフォロー面接

【人権・男女共同参画課】

○男女共同参画センター「らぷらす」による女性のための悩みごと・DV相談【再掲】

○犯罪被害者支援

犯罪被害者等支援相談員が、犯罪被害等により生じた不安や問題などの話を伺い、必要な情報を提供しながら支援し、支援が受けられる担当課や支援機関へ紹介や連絡調整を行う。必要に応じて、警察署や裁判所など犯罪被害にかかる手続き、病院などへの付き添いを行う。

【子ども家庭課】

○母子生活支援施設による支援

未婚や離婚・死別などの配偶者のいない女性や、DV、児童虐待、夫からの遺棄、夫の行方不明・拘置などにより実質的に夫婦としての共同生活が難しい状況にあり、養育すべき児童を有している世帯を保護するとともに、自立の促進のために生活を支援し、あわせて退所後も相談その他の支援を行う施設。

VI)生活の場を共にすることによる支援

(求められる具体的な支援)

サポート下において被害からの心身の健康の回復や日常生活を取り戻す支援を行う。

(各課の取組み)

【子ども家庭支援課】

○女性相談支援員による相談支援(再掲)

○女性自立支援施設(都)における支援の実施

＊2(1)②女性自立支援の現状と課題参照

○民間施設との連携

ステップハウス事業を実施する民間団体と連携して支援を実施する。

【子ども家庭課】

○母子生活支援施設入所支援(再掲)

VII)同伴児童等への支援

(求められる具体的な支援内容)

学習支援や心的外傷へのケアや相談支援、保護者が養育を十分に行えない場合の支援を行う。

(各課の取組み)

【児童相談所】

○一時保護所での心理的ケアや学習支援

- ・一時保護児童には心理司が必ずついて対応し一時保護所の心理司とも連携して対応している。
- ・一時保護所内で学習の時間を確保し、子どもの能力に沿って支援している。学習指導専門員を配置し、学校への通学ができない状況でも一時保護所内での学習強化に向け、学校との連携を強化している。
- ・一時保護中、危険がないなど一定の要件を満たしている子は現在も行事等に参加できるよう支援しているが、更に学校に安定的に登校できる体制作りを現在検討中。

【子ども家庭支援課】

○子ども相談担当による支援

女性相談支援員と連携し、子どもについての相談を行う。心理士による見立てや保護者・子どもへの助言を行う。保護者・子どもの状況によっては、児童相談所へ対応を依頼する。

○緊急保育(保育課との連携)

入院や出産等で昼間緊急に保育を必要とするとき、区立保育園等で保育する。

○医療機関との連携

要保護児童対策協議会として、医療機関への連携を依頼、必要に応じ個別ケース検討会議等を実施する。

○母子生活支援施設における心理的ケアや学習支援

【子ども家庭課】

○ひとり親家庭等への子どもの学習支援(かるがもスタディールーム)

学習習慣の定着や勉強の苦手意識の克服を目的としたひとり親家庭等の小中学生を対象にした学習支援

○子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業「まいぷれいす」(再掲)

VIII) 自立支援/生活支援/日中活動の支援/居住支援

(求められる具体的な支援内容)

支援調整会議の場も活用し、医学・心理的支援、生活支援、日中活動支援、居住支援を行う。

(各課の取組み)

◆医学的又は心理的支援

【子ども家庭支援課】

○女性相談支援員による相談支援・病院同行など

女性相談支援員による相談支援を実施し、必要に応じて病院同行なども行っている。

【健康づくり課】

○保健師による相談支援

こころとからだの健康相談、妊婦や子育て家庭への育児相談等を実施。

【健康推進課】

○精神保健相談員による相談支援(再掲)

【障害保健福祉課】

○発達障害相談・療育センター「げんき」

発達障害者（自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある方）、またはその疑いがある方を対象に、相談や療育等を行う。

○発達支援コーディネーターによる個別的継続支援

ご本人の特性やこれまでの情報などを整理し、必要な支援が受けられるよう専門の相談員（心理職）がコーディネートを行う。

◆就労支援

【工業・ものづくり・雇用促進課】

○三茶おしごとカフェ(R60SETAGAYA-含む)※産業振興公社事業

国のハローワーク窓口を併設した仕事探しを総合的に支援する相談窓口。キャリアカウンセリング、職業紹介、起業等多様な働き方の提案、求人開拓等を実施。また、シニアマッチング事業 R60-SETAGAYA-を実施。

○せたがや若者サポートステーション(国事業)(再掲)

○世田谷で働こう！就職応援プログラム

区内企業での正規雇用を目指す求職者のキャリアチェンジの取組みとともに、企業と出会う機会を数多く設けマッチングにつなげる事業

○世田谷 IT カレッジ(区内 IT 企業株式会社セックとの連携事業)

IT 系職種での就業を目指す求職中または非正規雇用で就業中の若年者を対象とし、メンターによるオンラインサポートのある e ラーニングプログラム

○女性デジタルカレッジ(都と共催事業)

育児や介護等の事情を抱える女性が平日等の昼間に短時間で受講可能な訓練(託児サービスあり)

○(公社)世田谷区シルバー人材センター

高齢者のための臨時的・短期的・軽作業の仕事を民間、家庭、公共団体から請負、委任の形で引き受け、会員に提供。

【子ども家庭支援課・生活支援課】

○母子・父子自立支援プログラムに基づく自立支援

よりよい仕事に就きたい、職業訓令を受けたい方に、希望や経験を聞いた上で、母子・父子自立支援プログラム策定員がハローワークと連携して就業を支援する。

○母子家庭および父子家庭高等職業訓練給付金事業

受講期間中の生活の負担を軽減し就業に有利な資格の取得促進のため、給付金を支給する。

○母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

就業に必要な教育訓練講座を受講したとき、経費に一部を支給する。

【障害者地域生活課】

○障害者就労支援センター「しごとねっと」

主に精神障害のある方で、就労を希望している、または就労中の方の相談や支援を行う。

○すきっぷ就労相談室

主に知的障害のある方で、就労を希望している、または就労中の方の相談や支援を行う。

○ゆに(UNI)

主に知的な遅れを伴わない発達障害のある方で、就労を希望している、または就労中の方の相談や支援を行う

◆住宅支援

【居住支援課】

○お部屋探しサポート

高齢者、障害者、ひとり親世帯などの住宅確保要配慮者に対し、区と協定を結んだ不動産店団体の協力により、民間賃貸住宅の空き室情報を提供する事業

○ひとり親世帯家賃低廉化補助事業

18歳未満の子を養育するひとり親世帯の方が本制度の対象住宅に転居する場合に、区が賃貸人(家主等)に家賃の一部を補助することにより、入居者の家賃負担額を減額し、ひとり親世帯の居住の安定と福祉の向上を図る制度。

◆日中活動の支援

【障害保健福祉課】

○ぴあさぼ「みつけばハウス」

発達凸凹のある人たちが、さまざまなワークショップを通じて、生きるヒントになる「ナニか」をみつける場所として、2016年からオープン。

◆生活支援

【生活福祉課】

○世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」(国事業)

「生活に困っている」「就職したい」「債務などの支払いや家計面で困っている」など経済的な問題と合わせて、生活上の様々な困りごとを抱えた方の相談窓口で専門の相談員による相談

【子ども家庭課】

○ひとり親家庭への支援養育費相談会・養育費の取り決めに関する公正証書等の作成支援、母子・父子自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練などの就労に向けた支援、離婚前後の親支援講座などの離婚直後から生活安定に向けた支援、ひとり親家庭支援拠点(R6年後半～)等

IX)アフターケア

(具体的な支援内容)

地域生活の移行に際し、孤立しないよう地域での生活再建を支える。

【子ども家庭支援課】

○女性相談支援員によるフォロー面接

一時保護解除後に地域で生活を開始後もフォロー面接により自立後の生活の安定を図る。

【子ども家庭課】

○母子生活支援施設によるアフターケア(再掲)

【児童相談支援課】

○せたエールによるアフターケア(再掲)

＊)若年女性への支援

国の基本方針には項目は設けられていないが、東京都の基本計画においては、日本有数の繁華街を複数抱える東京ならではの若年女性への対策として掲げている。

【人権・男女共同参画課】

○男女共同参画センター「らぷらす」によるメール相談・LINE 相談(再掲)

【子ども家庭支援課】

○予期せぬ妊娠や特定妊婦等への支援を女性相談支援員と子ども相談担当、保健師と連携して実施している。

○女性相談支援員による相談支援

家族からの暴力や、自宅に帰れないなどの事情のある若年女性からの相談に応じ、一時保護などの支援を実施する。

【児童相談所・子ども家庭支援課】

○18歳到達時の支援の連携

児童相談所や子ども家庭支援課子ども相談担当において支援していた女子児童が18歳に到達し、支援の継続が必要な場合には、子ども家庭支援課女性相談支援員と連携して支援を継続する。

【健康づくり課】

○保健師による予期せぬ妊娠や特定妊婦等への支援を実施する。

【健康推進課】

○思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツ周知、啓発。

思春期世代が自分のからだや性への悩みを抱え込むことなく、性と生殖に関する健康や権利についての正しい知識を持ち、自身の生涯にわたる心身の健康を意識させる講座の実施、パンフレットの作成

【子ども・若者支援課】

○身近な居場所「あいりす」

小学5年から24歳までの女性のための居場所

【児童相談所】

○18歳到達時の支援の連携(再掲)

支援の体制

(具体的な内容)

3機関(女性相談支援センター、女性自立支援施設、女性相談支援員)の連携体制、及び民間団体との連携、関係機関(福祉、保健医療、子育て、教育その他)他分野を含めた連携。連携強化により早期に円滑な支援を行うため関係者を集めて組織する「支援調整会議」を設ける。(市区町村:努力義務)

(現状)

・福祉分野においては、既に相談者の状況に応じて、適切な関係機関と連携支援しているが、住まいや就労支援などの場では、相談者の背景による経済的な課題や活動制限などにより支援に苦慮する実態がある。

・DV 被害者については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を根拠とする、関係団体・関係機関で組織する「DV 防止ネットワーク全区協議会」及び「DV 被害者支援団体連絡会」を実施している。DV 被害以外の困難な問題を抱える女性に関する支援調整会議は実施していない。

教育・啓発

(具体的な内容)

相談窓口の周知及び、女性支援施策に関する教育・啓発・広報等の実施。
性暴力被害等に関する教育・啓発等。

(現状)

【人権・男女共同参画課】【教育委員会】

○デート DV 防止

・デート DV 防止リーフレットを作成し、教育委員会と協働し中学2年生に配布。

【人権・男女共同参画課】【子ども家庭支援課】

○配偶者暴力防止

・配偶者暴力防止センター相談先カード・リーフレットを作成し、子ども家庭支援課を中心に配布している。

○女性支援施策の普及啓発

・男女共同参画センターにおける、各種講座やイベント及び情報提供

【健康推進課】【教育指導課】【児童課】

○思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス／ライツ周知・啓発

思春期世代が自分のからだや性への悩みを抱え込むことなく、性と生殖に関する健康や権利についての正しい知識を持ち、自身の生涯にわたる心身の健康を意識させる講座の実施及び啓発資料の配布⇒2年間で全中学校にて実施

人材育成

(具体的な内容)

研修を実施し、女性相談支援員を始めとする支援にかかわる職員の専門的知識の習得及び資質の向上を図る。

(現状)

【子ども家庭支援課／人権・男女共同参画課】国及び東京都主催研修への参加

【子ども家庭支援課】新規横転者研修、勉強会を実施

【人権・男女共同参画課】DV 相談に関する事例検討会を実施

【子ども家庭課】母子生活支援施設職員に対する研修

【児童相談支援課】子ども家庭支援センター新任・横転者研修

② 関係各課等における女性支援事例の状況

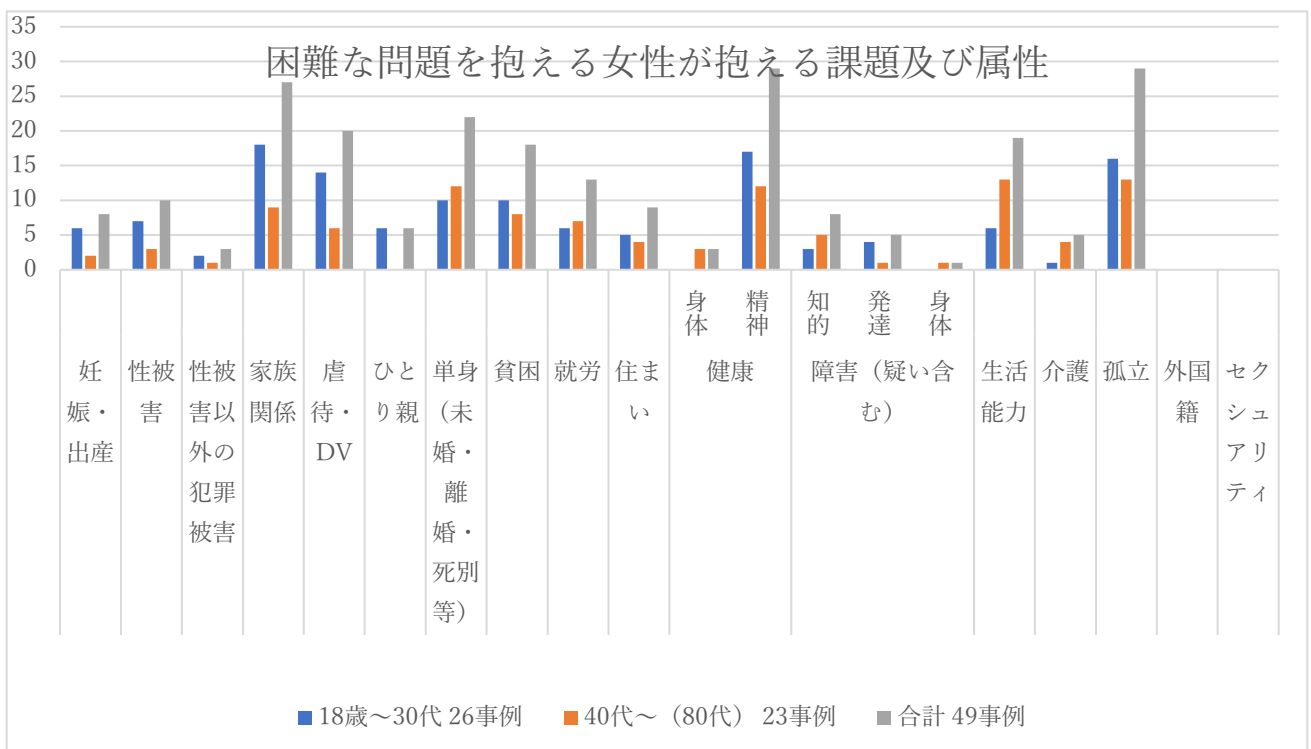
区における女性からの相談の現状から課題を明らかにするため、検討会において、女性相談の窓口のみでなく、検討会の各課及び関係事業所に対応している女性からの相談の内、支援が困難だった事例や、早期に支援ができていたらと感じた事例などを挙げ、年代ごとに課題を分類しました。(事例提供数 49 事例 8課6事業所)

「支援が困難だった事例や、早期に支援ができたらと感じた事例」と限定して抽出していることから、相談の全体像をとらえるものにはなっておりませんが、課題と今後必要となる支援策の検討の材料としました。

年齢にかかわらず上位を占めている課題が孤立、精神疾患(疑いも含む)となっています。18歳から30代では、家族関係が2番目に多く、40代以降では、生活能力の課題、単身が多くを占めています。

また、18歳から30代の26事例の内の7事例、3割弱が何らかの性被害に遭っているという状況でした。(複数選択)

		妊娠・出産	性被害	性被害以外の犯罪被害	家族関係	虐待・DV	ひとり親	単身（未婚・離婚・死別等）	貧困	就労	住まい	健康		障害（疑い含む）		生活能力	介護	孤立	外国籍	セクシュアリティ
												身体	精神	知的	発達					
18歳～30代	26事例	6	7	2	18	14	6	10	10	6	5	0	17	3	4	0	6	1	16	0
40代～（80代）	23事例	2	3	1	9	6	0	12	8	7	4	3	12	5	1	1	13	4	13	0
合計	49事例	8	10	3	27	20	6	22	18	13	9	3	29	8	5	1	19	5	29	0



【課題】

国の基本方針で求められている支援の内容・体制等における区の現状及び区における女性の支援の現状を通しては以下のような課題が上げられます。

- ① 福祉所管においては、多様な課題に連携して支援している実態がある一方、住宅や就労などの所管においても複雑な背景を持つ女性への支援が必要な状況があり、多様な関係機関が連携を強化し一体的に包括的な支援を行う必要があります。
- ② 男女問わず実施している各種施策についても各所管において女性支援に関する理解を深め、女性特有の困難さに着目し、支援を行うことが重要です。
- ③ 障害、高齢、生活困窮、児童福祉等福祉施策に関わる場合は、主訴を入口に既存の相談機関で対応を行っているが、若年女性や中年層単身の女性など、困難な問題を抱えていても相談の窓口が届きづらく、重篤な状況になってから関わりが始まっている状況があり、相談につながりにくい層への対応策を検討する必要があります。
- ④ 性暴力や性犯罪被害、性的虐待等の性被害の、予防的対策のため、若年女性に向けて、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知・啓発の充実を図るとともに、敷居の低い身近な地域での相談支援や居場所の提供が必要です。
- ⑤ DV 相談を受ける女性相談支援員が、安全に相談業務に携わり、DV 被害者が避難する場合に相手方の追跡を防止する等の配慮のため、女性相談支援員及び窓口について明確な周知をしてこなかったこともあり、相談窓口及びその機能の周知方法に工夫が求められます。
周知にあたっては、女性支援の対象が、子どものいない単身者や日本語を母語としていない外国人の方が、対象であることが伝わるような周知の方法が必要です。
- ⑥ 行政機関だけでは、支援が行き届かない事例に関しては、独自の支援を実施しており、柔軟性のある支援や知見を持った民間団体との連携により包括的な支援を実施する必要があります。
- ⑦ 複雑化・多様化した課題に対応する女性相談支援員等の専門的知見の習得や資質の向上を図り、女性相談支援員等が多様な相談者の意思を尊重しながら支援ができる体制等のあり方を検討する必要があります。

事例 4 【軽度の知的障害のある女性の支援】

20代女性。幼少期に母親の養育困難で、兄と共に児童養護施設に措置される。父親は不明。その後、施設や学校で粗暴な行動が頻発し、入退院を繰り返す。施設入所中に愛の手帳を取得。18歳で措置期間が終了になるが、ひとり暮らしは困難なため、グループホームへの入居となる。

日中は近隣の福祉作業所に通い始め、順調に障害福祉のサービスを受けながら安定した生活を送れると思われた。しかし、手紙のやりとりだけであった母親と頻繁に連絡を取り合うようになり、グループホームでの順調な生活が狂い始める。本人が母親の家に遊びに行きたいと言い出し、何十年ぶりに母親と再会した。実際に会った母親は、本人が思い描いていた母親像ではなく、本人は「二度と行かない」と言っていたが、その後もやりとりは続き、再び、母親の元へ。そのまま、母親と暮らすつもりでいたが、母親と口論になった際、母親から叩かれたと言い、グループホームに戻ってくる。その後は、母親と連絡は取っていない。

グループホームでの生活に戻っても、精神的に不安定になると問題行動がみられ、門限を過ぎてもグループホームに戻ってこない日もあった。そんな中、SNSで知り合った不特定多数の男性と性的な関係をもってしまう。本人は「さみしかった」と話す。本人には、妊娠のリスクがあること、自分の身は自分で守る必要もあることを伝え注意を促した。

現在は、ひとり暮らしをしたいという目標があるため、そこに向けてモチベーションが持てるよう励ましながら支援をしている。しかし、本人の気持ちに寄り添いながら支援をしても、根底に愛着形成の未熟さがあり、本人の心の寂しさや不安を払拭することは簡単ではなく、支援の難しさを感じている。

(総合支所 保健福祉課 障害支援担当による支援)

事例 5 【自殺未遂によりつながった若年女性】

20代。単身女性。原家族は、両親、5歳違いの兄。幼少期から、父より暴力があり、中学卒業とともに家出し、風俗業などを転々として生活してきた。

区の把握契機は、入院医療機関からの紹介によるものであった。パートナーに自分以外にも交際している女性がいることを知り、自分以外の女性と関係を解消させたいと、パートナーに金を貸したが、その後もパートナーが女性との関係継続していることに不満を持ち、パートナー宅で飲酒とともに処方薬100錠を内服。大学病院に救急搬送され、治療後すぐに帰宅。自殺をほのめかす写真をパートナーに送り、パートナーが110通報し、自傷他害の恐れありと判断されて都内の精神科に措置入院となった。

精神保健福祉士が本人と初回面接し、退院後の治療や生活について相談した。本人は治療については「生命保険に加入できなくなるので精神科の通院はしたくない」生活については「以前働いていた風俗店からいつ来てもいいと言われているから大丈夫」と訴えた。本人との関係構築を目的に、月1回定期面接をすることを約束し退院となった。

定期面接では約束の時間は守れないことは多かったが、面接した際には「パートナーと縁を切りたいが、貸していた金を返してほしい」「眠れないので睡眠剤がほしいがお金がないので精神科に行けない。どうしたらいいか」など自分の気持ちを話したり、支援者に相談できる関係になってきていた。

定期面接の中で新しいパートナーができたと報告があり「パートナーの夢の実現のために自分も協力したい」「パートナーの借金の保証人になり、パートナーに自分の給与を渡している」「パートナーと口論になり、殴られることもある」「自分に一緒にいてくれるからつなぎとめておきたい」と話があり、今後の生活について一緒に考えていこうと伝えていた。

しかし、突然本人より「パートナーがみつけてきた社員寮もある会社（風俗店）に転居が決定した」と一報が入った後、本人連絡がつかない状況になり、他区への転居を確認した。

（世田谷保健所 健康推進課による支援）

(4) 民間団体等の活動状況

連携の具体的な方法や、今後の取組みの参考に区内及び先進的取組みを実施している都内民間団体等の視察等を実施しました。

視察先の選定にあたっては、一時保護後に自立に向けた中長期的な支援を実施するステップハウスや若年女性支援の場が不足しているのではないかと仮定しステップハウスや居場所の支援実施している団体を中心に実施しました。

① 民間団体等視察先

視察先については、以下になります。

各団体等の詳細については、ホームページ等で確認ください。

NPO 法人くにたち夢ファーム Jikka 視察（国立市）

[Jikka-yume.com](http://jikka-yume.com)

民間団体「わくわくシニアシングルス」聞き取り

<http://seniorsingies.webnode.jp/>

認定 NPO 法人ピッコラーレによる活動発表

<https://home.piccolare.org/>

NPO 法人コミュニティネットワーク・ウエーブ視察（世田谷区）

<https://www.ngo-npo.org/wave/>

NPO 法人レナセール・女性とともに歩む会視察（世田谷区）

*内閣府NPOホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp/npopotal/detail>

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン「わたカフェ」視察（豊島区）

<https://www.watacafe.jp>

豊島区「すずらんスマイルプロジェクト」ヒアリング（豊島区）

<https://www.city.toshima.lg.jp/suzuran/smaile>

公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会「女性の家 HELP」視察

<https://kyoufukai.jp>

NPO 法人せたがや福祉サポートセンター（リンク）視察（世田谷区）

<https://setagaya-npolink.jp/>

特定非営利活動法人 BOND プロジェクト視察

<http://bondproject.jp/>

② 視察等状況まとめ

【官民連携の方法について】

国立市と連携して「女性パーソナルサポート事業」を委託事業として実施しているNPO法人くにたち夢ファームJikkaは、女性支援のノウハウを持った民間団体として事業の設計の段階から行政の実施する検討会のメンバーとして関わっていました。

また、豊島区内で若年女性の居場所や相談事業を実施している公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン「わたカフェ」は、自主財源により、若年女性支援に関わる先駆的な

取組みを実施しており、豊島区が組織横断的な若年女性支援「すずらんスマイルプロジェクト」とは、生きづらさを抱える若年女性をつなぐ、つなげる「すずらん・ネット会議」を通して連

携・共同しています。

特定非営利活動法人 BOND プロジェクトのカフェ型相談室では、女性自立支援施設の心理士(週 1 回)や女性相談支援センター職員(月 1 回)が訪問して対面相談を実施することで、行政機関への相談ハードルが下がり、公的機関につながるケースが増えているとのことでした。

【民間団体の専門性について】

NPO 法人レナセール及び婦人矯風会「女性の家 HELP」では、多様な外国語での対応が可能です。また、助産師が中心となり、妊娠にまつわるすべての相談に寄り添う「妊娠葛藤相談」の実施や、居場所のない妊婦が安心して過ごすことのできる住居等を提供している認定 NPO 法人ピッコラーレなど専門性の高い事業を実施している団体がありました。

【既存の制度にはない事業の実施】

一時保護の施設は、公的なものも含め既存のものがありますが、「ステップハウス」と言われる、一時保護から自立に向けて中期的な支援が可能な施設は、子どもを伴う場合は、「母子自立支援施設」がありますが、単身の場合でも利用可能な施設を運営している団体として、NPO 法人コミュニティネットワーク・ウエーブと NPO 法人レナセールがあります。視察の中で、ステップハウスの空き情報を女性相談支援員と共有する方法を提案し試行が始まっています。

また、「わくわくシニアシングルス」では、いままで相談先のなかった中高年単身女性が、自助グループを組織し活動しており、困難な状況を実態調査に基づき発信していました。

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン「わたカフェ」では、今まで相談につながりにくかった若年女性の安心できる居場所づくりに取り組み、そこでは、社会福祉士、心理士、助産師の専門相談が受けられるようになっています。

特定非営利活動法人 BOND プロジェクトでは、経済的困窮が自立を目指す上での課題となるケースが多いことから、シェアハウスの運営を開始するなど、若年女性の相談内容に応じて新たな支援策を創出しています。

【地域づくり等地域に根差した事業の実施】

また、地域で安心して生活をしていくための、地域のつながりと居場所づくりをしている団体があります。NPO 法人コミュニティネットワーク・ウエーブでは、ステップハウスや相談事業のみでなく、介護事業や地域福祉事業を柱に活動を行い、地域交流事業にも力を入れていました。NPO 法人せたがや福祉サポートセンター(リンク)は、地域ネットワークの構築と居場所づくりによる支え合いのまちづくりの活動を通じて、中高年単身女性の抱える課題と不安を聞き取り、ボランティアで人の役に立つ活動を入り口に地域とつながるきっかけをつくるなど幅広い活動を背景に支援を実施していました。

③ 今後について

視察等を通じて、先駆的に必要な支援を独自に実施している民間団体の状況を把握してきました。今後も、地域で活動している団体等の状況を集め、視察等により地域で活動する団体の発掘と連携に努め、困難を抱えた女性の希望に沿う支援につなげられるよう支援のネットワークを作っていくことが必要であると考えています。

コラム3 自助グループ「わくわくシニアシングلز」の活動

【活動内容】

- ・2015年 将来不安を抱える中高年シングル女性が東京を中心に集まった自助グループ。
- ・交流カフェ開催。年金・介護・住居等この時代を生き抜く不安材料は多々あるが、繋がれば知恵もわいてくる。そういう思いで集まる。
- ・会員交流、必要な情報を得るセミナーを行う共に、中高年女性の困難・貧困が政治から「置き去り」にされている現状を憂い、実態調査や政党・国会議員に要望書を届ける活動をしている。

2022年 第2回中高年シングル女性の生活状況実態調査

2023年11月10日 「東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」策定にあたっての要望書を東京都に提出

【インタビュー・2022年生活実態調査より】

- ・困難女性支援法が議員立法で出たときは、私たちは喜んだ。行政に相談に行けない状況がある。母子家庭であった時までは縁があったけれど、卒業したら、一切何もなくて、あとは自己責任。どこにも相談の行き場がなかった。
- ・今まで相談に行けなかった、足が向かなかった困難を抱える女性が、この法律が成立したことで、未来への希望をもって相談にアクセスすることは、容易に想像できること、その状況に対応できるセンターであり相談員である必要がある。
- ・2022年度調査には、40歳以上2,345人以上が回答。それぞれの世代が直面する困難が浮き彫りにされた。

*中高年シングル女性の雇用・収入は厳しい。

*コロナ禍・円安による物価高騰

*低収入・生活苦の中、重い住居費負担

*就労支援を受けたことがない人が6割

*悩みは病気・介護・仕事等多岐にわたる。

*65歳以上の高齢者一月額10万円年金に満たない人が半数超

*40代・50代氷河期世代のシングル女子

・必要なことは、情報と人のつながり



3 今後の取組み

(1) 基本的な考え方

本人の意思を尊重した支援

- ・法の基本理念にそって、困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、「本人の意思を尊重した支援」を実施します。

様々な状況にある困難な問題を抱える女性を支援

- ・法が定義する状況(性的な被害、家庭の状況、地域社会生活との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(その恐れのある女性を含む。))にあてはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、関係各課と連携して支援を実施します。
- ・障害により情報取得やコミュニケーションに配慮が必要な方に対する周知や情報提供について、当事者の意向を尊重した合理的配慮を提供するとともに、これまで以上に丁寧に対応していきます。
- ・日本語を母語としていない外国人の方に対して、周知や情報提供に配慮するとともに、関係課と連携して寄り添った支援をしていきます。
- ・性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、国の基本的な方針にのっとり、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討します。

庁内各課・関係機関・民間団体等の連携強化

- ・様々な困難を抱えた女性に必要な支援を包括的に提供できるよう、庁内連携はもとより、関係機関や、専門性や柔軟性をもって先駆的に女性の支援を実践してきた民間団体等との連携をより強化します。

支援につながりにくい層への早期支援

- ・これまで、女性相談窓口や福祉的支援につながりにくかった若年女性や40代から50代の中年層単身(*)などの層も含め、困難な問題を抱えた、またそのおそれのある方が早期に相談や支援につながることを目的に、庁内や関係機関に女性の抱える困難さに対する理解が広まるよう周知するとともに、居場所等の創出や相談者が「自分が相談してもいいのだ。」と思える相談窓口の改善を図ります。

*単身：離婚・未婚・死別を含め配偶者が不在で、18歳未満の子がいない状況とする。

相談機能の強化

- ・女性相談支援員は、引き続き、支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすとともに、困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、ひとり親福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活保護など保健福祉センター各課及び関係各課・機関と連

携し、各総合支所において支援を行います。

・また、女性相談支援員が、「本人の意思を尊重した支援」を実践し、意思決定を支援する「寄り添った支援」が可能となるよう職員育成に努め、女性相談支援員のあり方を、専門職としての会計年度任用職員の配置等を含め検討していきます。

基本的な方針から基本計画の策定へ

・令和7年4月より令和9年3月末までの2か年は、本基本的な方針に基づき支援に取り組むとともに、課題別の新たな取組みや残された課題について検討を継続し、令和9年3月策定予定の第三次男女共同参画プランにおいて計画として内包し、取組みを推進していきます。

(2) 全庁的推進体制の構築

女性をとりまく複雑化・多様化・複合化が進む課題に対応するため、法を踏まえ、女性相談支援員を入口とした庁内連携体制の強化と、関係機関や民間団体等との連携・協働による、包括的支援を行う体制の強化に取り組めます。

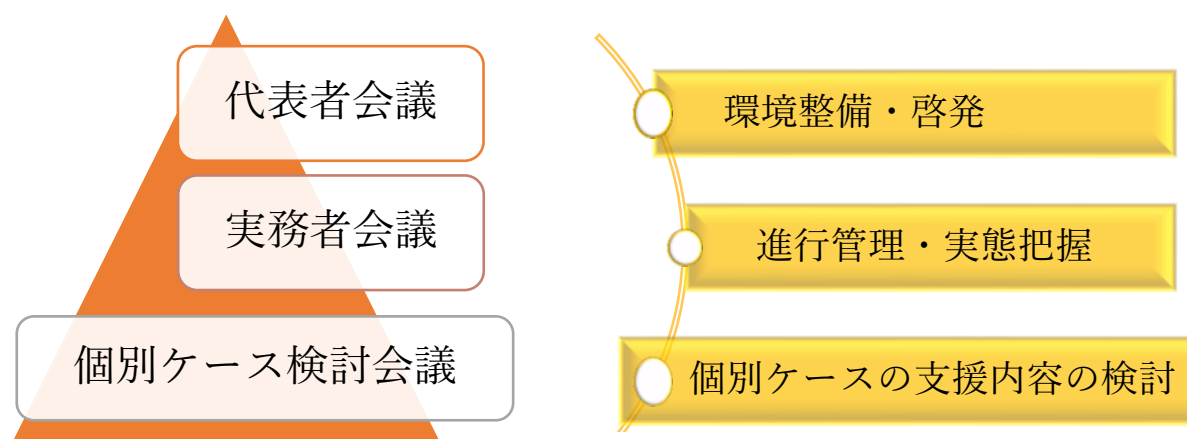
① 支援調整会議(法15条)の設置【新規】

法15条に定める「支援調整会議」を設置し、庁内及び民間団体との協働を強化します。

支援調整会議とは、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために、行政の関係機関と民間の団体が、必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行う会議体です。

法で守秘義務が定められているため、複合的な課題を抱えた相談について、民間団体を含めた複数の関係機関で情報共有しながら支援方針を検討することも可能です。

法で定める役割に応じて【代表者会議】【実務者会議】【個別ケース検討会議】の3層の会議体を新たに構築し実施します。



【代表者会議】

i 目的

・支援調整会議の構成機関等の代表者による会議。
・実際の担当者で構成される実務者会議や個別ケース検討会議が円滑に運営されるための環境整備に関する協議を行う。

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する地域の仕組み全体の確認と検証、支援の実施体制の評価
- 実務者会議や個別ケース検討会議における支援調整会議の活動状況及び評価
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する啓発

ii 実施体制

DV 防止ネットワーク全区協議会【既存】及び DV 被害者支援団体連絡会【既存】を代表者会議に位置付けて構成メンバーや実施内容を DV 被害者のみでなく困難な問題を抱えた女性への支援に拡大して実施する。対象者の拡大に合わせ名称を変更する。

III 構成メンバー

(仮称)DV 防止及び困難な問題を抱えた女性支援全区協議会

関係所管、東京都女性相談センター、警察、法曹界、医師会、民生・児童委員、人権擁護委員、民間団体等

(仮称)DV 防止及び困難な問題を抱えた女性支援団体連絡会

民間団体、東京都女性相談支援センター、警察、子ども家庭支援課等

【実務者会議】

i 目的

- 個別ケース全体の定期的なフォロー、主担当機関の確認、支援方針の確認等
- 個別ケース検討会議で課題となっている点の更なる検討
- 地域における困難な問題を抱える女性の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握

ii 実施体制

人権・男女共同参画課に配置された DV 相談支援専門員が各支所の子ども家庭支援課を月2回程度巡回し、DV 相談ケースの共有と検討を実施している DV ケース相談会【既存】を実務者会議に位置付け、女性相談支援員が把握した DV 被害者のみでなく困難な問題を抱えた女性への支援に拡大して実施する。対象者の拡大に合わせ相談会及び DV 相談支援専門員の名称を変更する。

III 構成メンバー

子ども家庭支援課：女性相談支援員、子ども家庭支援課長

人権・男女共同参画課：DV 相談支援専門員

【個別ケース検討会議】

i 目的

個別の支援対象者について、直接関わりを有している担当者や、今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該支援対象者に関する支援内容等を検討する。

- 関係機関等が現に対応している事例についての、危険度や緊急度の判断
- 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定
- 実際の支援、支援方法、支援スケジュールの検討

ii 実施体制

女性相談支援員発信の個別ケース検討会議【新規】を実施する。

なお、相談者の状況に鑑み、別途、重層的支援会議(社会福祉法)【既存】や要対協個別ケース検討会議(児童福祉法)【既存】等も活用し、当該女性に関する情報の交換及び支援の内容の協議を行う。

III 構成メンバー

支援に関わる関係所管、民間団体、関係者、本人等

＊個別ケース検討会議で検討する場合には、法で守秘義務が課せられていることを参加者と共有します。とはいえ、女性支援の現場では、DV 避難の最中で追跡の恐れがある場合など、安全確保が最重要な局面があります。女性支援の個別ケース検討会議は開催時期など配慮が必要になります。

コラム4 個別ケース検討会議で変わることに

今までも女性相談支援員は、必要に応じて課内各課や民間事業所と連絡をとりながら支援してきました。

また、他法に基づく各種ケース会議に女性相談支援員の立場で参加しています。

他法に基づく会議では、当事者ではなく「〇〇の母」「〇〇の妻」「〇〇の子」として家族の関係性の中で登場します。

今後、女性相談支援員の発信により守秘義務が課せられた個別ケース検討会議を実施することで、当事者女性を真ん中に据えて、相談者である女性を囲む支援者が一同に会し、検討することができるようになります。

② 女性相談支援員と区立男女共同参画センター「らぷらす」の連携

女性相談の中心を担う窓口は、子ども家庭支援課の女性相談支援員による女性相談と「らぷらす」による女性のための悩み事相談・DV 相談があります。どちらの女性相談窓口も、パートナーによるDVに関する相談や家族問題、生活の相談など多岐にわたっています。相談の内容により、相談者の意思を尊重しながら必要に応じて各種相談窓口につなぐなど支援を実施しています。

女性相談支援員と「らぷらす」では、双方の機能に合わせて、特にDV相談における相談者を相互につないできました。

今後は、DV 被害者に関わらず、相談者の多様化するニーズに応じていくため、相談員同士の連絡会を開催するなど、双方の連携体制を強化してまいります。

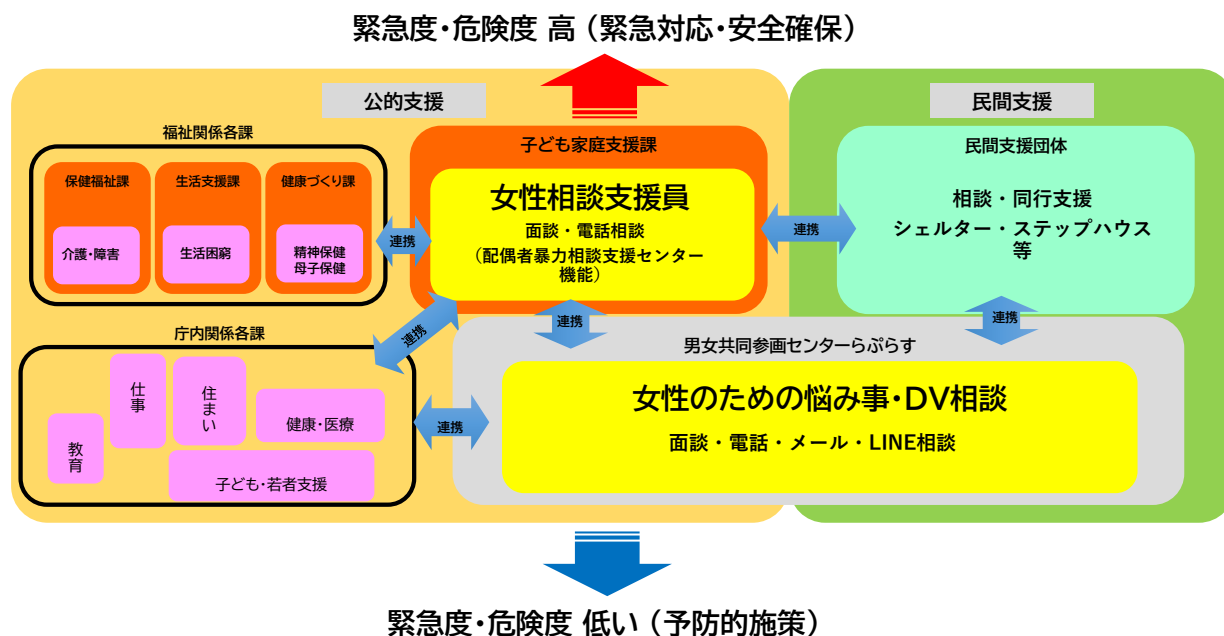
また、双方の役割を明確化して庁内関係機関や区民にわかりやすく周知するよう検討します。

③ 福祉関係各課・庁内関係所管との連携

福祉関係各課や庁内関係各課に相談や手続きに来所される女性の中にもまた、背景に女性ならではの困難な問題を抱えている場合があります。

相談の入口がどこであっても、女性特有の悩みをキャッチした場合は、女性相談支援につながるよう、庁内各課に法や女性相談について周知していきます。

困難女性支援にかかる支援体制イメージ図



④ 関係機関等との連携

区が新設する支援調整会議等で警察署や医師会、東京都等関係機関との情報共有や課題共有を行い、連携を強化します。

東京都との連絡会等を通して、都の女性相談支援センター及び女性自立支援施設についての改善策について提案していきます。

⑤ 民間団体等との連携

国の基本的な方針では、行政機関と民間団体は双方の特色を尊重し、補完しあいながら対等な立場で協働して支援していくことと示しています。

行政の女性相談は、相談者に必要な行政・福祉サービスを効果的につなぐ役割を担い、東京都女性相談支援センターをはじめとした相談機関や民間団体との連携、調整を行いながら、包括的な支援を提供します。また、法に則した事務処理等を実施します。

民間団体における女性支援は、その独自性、柔軟性、迅速性により、各団体の専門的な特性を生かした支援を実施しています。行政への窓口につながるにはハードルが高い方がつながるなど相談者の発見の場になっています。

女性の抱える困難さは多岐に渡り行政機関だけでは、支援が行き届かない場合があり、専門性や柔軟性をもって先駆的に実践している民間団体と緊密に連携して包括的な支援を実施します。

⑥ 人材育成

女性相談支援員は常勤職員と会計年度任用職員が配置されています。常勤職員は異動による配置換えがあるため、相談の質の担保のための人材育成が必要です。

また、対象者が抱える課題は複雑化・多様化・複合化しているため、支援者には、多様な分野の幅広い知識が求められています。

そのために、国や都が実施する専門的な研修に積極的に参加するほか、区の実情にそった実践的な研修を実施します。

i 国の育成プログラムをもとに都が実施する研修への積極的な参加

厚生労働省は法の施行にともない、女性相談支援員の育成は重要な課題であることから、女性相談支援員の研修のプログラムを策定しました。

東京都では、「女性相談支援業務研修カリキュラム検討ワーキンググループ」を設置し、区市の女性相談支援員、女性自立支援施設職員、民間団体職員、東京都女性相談支援センター職員をはじめとする支援者向けに新たな「女性相談支援業務研修カリキュラム」を検討し、新研修カリキュラムでは、特に経験年数の浅い職員へ配慮した段階的かつ実践的な研修体系を構築し、専門的知識や相談支援技術を習得する研修を充実し、継続的な学びの機会を提供することとしています。

令和6年度は、新研修カリキュラムの一部を先行して、モデル研修として11月より実施します。

女性相談支援員及びDV支援相談員の積極的な研修参加により職員の学びの機会を確保し、資質の向上に努めます。

ii 区の研修プログラムの充実

現在、子ども家庭支援課の女性相談支援員21名のうち、14名は経験年数が3年に満たない相談員となります。事務職の新規採用職員が配置される事あり、前述の通り、有資格者も多くない状況から、支援力向上に向けた、人材育成は不可欠です。

○子ども家庭支援センター主催の、「新任横転者研修」の内容の強化

若年女性支援を実施している民間支援団体などを講師とし、専門性向上に向けた研修プログラムを導入するなど内容の充実を図ります。

○子ども家庭支援課担当者会の研修内容の充実

外部講師による研修や民間支援団体への見学を通して相談員の知識の向上を図ります。

○人権・男女共同参画課主催の事例検討会の事例拡大

事例検討会における事例をDV被害者から「困難な問題を抱える女性」全般に拡大し事例検討会を実施します

○DVケース相談会の充実

DV支援に限定することなく、困難女性支援全般のバックアップを実施します。

また、DV相談支援専門員が、各支所月2回程度巡回し、ケースの共有や検討を実施している「DVケース相談会」を支援調整会議の「実務者会議」に位置付け、困難な問題を抱えた女性全般のケースの進行管理や実態把握を行っていきます。

機能に合わせて、DV相談支援専門員の名称等の見直しを実施します。

(3) 課題別の新たな取組み

課題別に、以下の 3 つの部会を立ち上げ、具体的な取組みを検討しています。

女性相談窓口改善部会	中年層単身女性支援部会	若年女性支援部会
- 子ども家庭支援課 - 人権男女共同参画課 - 男女共同参画センターらぷらす	- 子ども家庭支援課 - 人権・男女共同参画課 - 男女共同参画センターらぷらす - 工業・ものづくり・雇用促進課 - 生活福祉課（ぷらっとホーム世田谷） - 健康づくり課 - 保健福祉課	- 子ども家庭支援課 - 人権男女共同参画課 - 男女共同参画センターらぷらす - 児童相談所 - 健康づくり課 - 保健福祉課 - 生活支援課 - 生活福祉課（メルクマール世田谷） - 健康推進課 - 子ども・若者支援課 - 子ども家庭課

① 女性相談窓口の改善と周知

- ・すべての支所の窓口で、女性の相談のサインを設置します。
- ・ホームページの女性の相談の相談内容を具体的な記載に変更します。
- ・厚生労働省のポータルサイト女性相談事業ホームページ「あなたのミカタ」に掲載し、広く周知します。
- ・若い世代などにも情報が届くことを目的に、定期的に、女性の相談について区公式 SNS で配信します。
- ・若年女性の集う場（児童館・青少年センター・メルクマール・あいりす・大学等）で、若年女性の困難な状況に気づく立場にある支援員や相談員に女性の相談について周知し、早期対応につなげます。

② 女性性に起因する女性の困難さへの支援

- ・予期せぬ妊娠や性暴力など、女性性に起因する女性の困難さについて、思春期の頃から知識を持つことは大変重要です。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの知識が必要な層に届くよう男女共同参画センター「らぷらす」において、若年女性に向けリプロダクティブ・ヘルス／ライツなどの情報を提供する企画を実施し、支援の必要な女性を相談や居場所につないでいきます。
- ・緊急避妊薬が必要な女性に届くよう、令和 7 年 4 月施行予定の犯罪被害者支援条例に基づく犯罪被害者支援と連携して性犯罪被害にあった女性に、寄り添った支援が届くよう取り組みます。

③ 居場所や住まい等の創出と連携による支援

- ・若年女性や、中年層単身女性など、相談窓口につながりにくい層が、情報や相談支援につながることで孤立や孤独を予防することを目的に、民間団体との連携等も視野に居場所等の創出などに取り組みます。

- ・地域社会において安定的な生活を営むための住まいの確保に向けて、引き続き関係機関と協議をしていきます。

【若年女性】

- ・子ども・若者支援課において、高校生世代から24歳以下を対象とした若年女性が、気軽に立ち寄り安心して過ごせる「居場所」の運営団体を補助事業により支援します。
- ・一人で自由に過ごしたり、飲み物や軽食・生活用品の提供や、専門のスタッフに、人間関係や不安なこと、身体のこと、性に関する事など気になることを気軽に相談ができる環境を整えます。
- ・利用者の状況に応じて相談機関等につなぐとともに、困難な問題を抱えた事例には、官民の女性相談・支援機関等と協働して支援を実施します。

【中年層単身女性】

- ・男女共同参画センター「らぷらす」において、中年層単身女性を対象とした事業を実施し、必要な情報の提供や仲間づくりを支援します。
- ・事業に参加された方が、地域とつながることを目的に、地域の団体と連携して支援します。
- ・就労支援の現場と福祉所管、及び「らぷらす」で実施する事業に来所された方を、相互にないで支援できるよう連携を強化します。

④ 民間団体等との協働した支援

- ・ケースワークや支援調整会議を通して連携体制を深め、それぞれの特性を生かしつつ補完し合いながら支援を実施します。
- ・包括的な支援のために、更に必要な支援ニーズのほか、民間団体の実施する支援メニューや運営体制を把握し、民間団体との協働方法について引き続き検討していきます。
- ・若年女性の支援においては、民間団体と区がそれぞれの分野や立場において役割を分担しながら、協働する場面をより多く持つていく必要があります。先駆的に、民間団体と協働で事業を進めている他自治体との情報共有なども、積極的に進めていきます。

4 主な相談窓口

【各総合支所 子ども家庭支援課 女性相談】

- 世田谷総合支所 子ども家庭支援課 03-5432-2915
- 北沢総合支所 子ども家庭支援課 03-6804-7525
- 玉川総合支所 子ども家庭支援課 03-3702-1189
- 砧総合支所 子ども家庭支援課 03-3482-1344
- 烏山総合支所 子ども家庭支援課 03-3326-6155

【世田谷区立男女共同参画センターらぷらす 女性のための悩みごと・DV 相談】

03-6804-0815

<https://lin.ee/O4Tkguq>

Laplace-mail-soudan1@kshowa.or.jp

【東京都女性相談支援センター】

03-5261-3110

【東京都配偶者暴力相談支援センター(東京ウィメンズプラザ)】

03-5467-2455(一般相談)

03-5467-1721 (DV 専用ダイヤル)

【女性は一とふる LINE@東京】

【性被害・性暴力の相談窓口】

●世田谷区犯罪被害者等相談窓口

月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時

相談専用電話(直通) 03-6304-3766 Fax 03-6304-3701

●東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター(SARC 東京)

性暴力や性犯罪の相談を 24 時間 365 日受付

性暴力救援ダイヤル NaNa 24 時間ホットライン 03-5577-3899

※相談を受け付けているほか、病院(被害後72時間以内)・警察への付き添い、精神的ケア・弁護士の紹介などをワンストップで行っている。

●【子ども・保護者専用】

性被害相談ホットライン

0120-333-891(東京都内・無料) 03-6811-0850(東京都外・有料)

児童相談所 189

性犯罪相談電話(警察)「ハートさん」 #8103

こどもの人権 110 番 0120-007-110

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国共通番号
#8891 (NTT ひかり電話の場合)0120-8891-77

- (警察)性犯罪被害者相談電話共通番号
#8103(最寄りの性犯罪相談電話窓口につながる)

- 性暴力に関する SNS 相談(内閣府)
「キュアタイム」Cure time

- にんしん SOS 東京 (妊娠葛藤相談)
電話で相談 03-4285-9870 年中無休16:00~24:00(受付23時まで)
チャットでの相談 ピッコラーレのホームページ参照
土 13:00~15:00 20:00~22:00
月・水 20:00~22:00
面会・同行支援、関係施設や協力団体への紹介も行っている
医療・福祉系国家資格保持者で構成された相談チームが対応

- 弁護士による犯罪被害者相談 (弁護士会犯罪被害者支援センター)
東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会が共同して実施している
受付時間: 月~金 11:00~16:00 (祝祭日・年末除く)
・電話相談 03-3581-6666 弁護士が直接、電話に対応します。
料金:電話相談は1件の被害につき1回となり、時間は30分以内が目安で無料。
・面接相談:電話相談後、必要に応じて弁護士による面接相談を行っている。
料金:初回(1時間程度)は無料、相談を継続する場合は、2回目以降30分 5,500 円(税込)
所在地:東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館

(参考)

- ・男性のための性暴力被害ホットライン(相談員は全て男性です)
0120-213-533 相談日時 毎週 土曜日 19:00~21:00
性犯罪相談電話(警察)「ハートさん」 #8103
- ・男の子と保護者のための性暴力被害ホットライン
0120-210-109 相談日時:毎週 金・土曜日 16:00~21:00
児童相談所 189
性犯罪相談電話(警察)「ハートさん」 #8103
こどもの人権 110 番 0120-007-110

コラム5 性犯罪・性暴力被害を相談されたら

～ 世田谷区犯罪被害者等相談員から

- 被害にあったのは、被害者が悪いからではありません。性暴力は人権侵害であり、人間としての尊厳を脅かし、被害者の性的自己決定権を奪う行為で、いかなる環境下でも被害の責任はすべて加害者にあると認識しておきます。
- 電話や面接で話されたこと、これまで1人で抱えてこられたこと、そのままを受け止める、理解しようと思って聴く。疑わない、決めつけない、話すまで待つ、無理に聞かないなど丁寧に耳を傾けましょう。
- 被害者の意思を尊重しましょう。被害者が話したくなった時に、話を聴き一緒に考える準備はできている。と伝えましょう。
- 被害者が経験する混乱や辛さなどは、暴力の被害であり、100%被害者の問題ではないことを伝え「あなたが悪いのではない」と、伝えましょう。
- 安全な感覚を取り戻し、日常の生活に少しずつ戻していくために、こころのケアをできるだけ早く受診する方が回復も早いといわれています。できることを信頼できる人に話を聴いてもらったり、必要があれば病院に行ったりカウンセリングなど一緒に行ってもらったりなど、一人だけで頑張らなくて大丈夫と伝えましょう。
- サポートを受ける権利、そんな時こそ、じっくりとあなたの回復のために時間をかける必要がある。周囲の人に理解してもらうのは難しい時間がかかる。
- 「事件からこれくらい時間が経ったからもう大丈夫」という、目安はありません。辛いのは現実です。

人権・男女共同参画課

資料

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

発令 : 令和4年5月25日 号外法律第52号

最終改正 : 令和4年6月17日 号外法律第68号

改正内容 : 令和4年6月15日 号外法律第66号[令和6年4月1日]

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

[令和四年五月二十五日 号外法律第五十二号]

[総理・総務・法務・財務・厚生労働大臣署名]

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律をここに公布する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）

第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）

第四章 雑則（第十六条—第二十二条）

第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊

重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵（かん）養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支

援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 附則第三十五条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の公布の日のいずれか遅い日

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(売春防止法の一部改正)

第四条 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(補導処分に付された者に係る措置)

第五条 政府は、前条の規定による改正前の売春防止法（以下「旧売春防止法」という。）第十七条の規定により補導処分に付された者であって、施行日前に婦人補導院（附則第十条の規定による廃止前の婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号。附則第十一条において「旧婦人補導院法」という。）第一条第一項に規定する婦人補導院をいう。以下同じ。）から退院し、又は旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者以外のものが、施行日以後において必要に応じてこの法律に基づく支援を受けることができるよう、その者に対する当該支援に関する情報の提供、関係機関の連携を図るための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条 前条の者であって施行日前に婦人補導院に収容されたものについては、この法律の施行の時に刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

2 旧売春防止法第五条の罪と他の罪とにつき懲役又は禁錮に処せられ、旧売春防止法第十七条の規定により補導処分に付された者については、刑法（明治四十年法律第四十五号）第五十四条第一項の規定により旧売春防止法第五条の罪の刑によって処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

第七条 施行日前に婦人補導院から退院した者及び旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者に係る更生緊急保護（更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十五条第一項に規定する更生緊急保護をいう。次項において同じ。）及び刑執行終了者等に対する援助（刑法等の一部を改正する法律第六条の規定による改正後の更生保護法第八十八条の二に規定する援助をいう。同項において同じ。）については、なお従前の例による。ただし、更生保護法第八十六条第三項の規定は、適用しない。

2 前条第一項に規定する者に係る更生緊急保護及び刑執行終了者等に対する援助については、前項に規定する者の例による。

(婦人相談所に関する経過措置等)

第八条 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十四条第一項に規定する婦人相談所は、女性相談支援センターとみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条第三項第三号の一時保護及びその委託は、第九条第七項の規定により行われる同条第三項第二号の一時保護及びその委託とみなす。

2 この法律の施行後に行われる女性相談支援員の任用に当たっては、この法律の施行の際現に旧売春防止法第三十五条第一項又は第二項の規定により婦人相談員を委嘱されている者については、第十一条第三項に規定する人材として、その登用に特に配慮しなければならない。

3 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十六条に規定する婦人保護施設は、女性自立支援施設とみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条の収容保護及びその委託は、第十二条第二項の規定により行われる自立支援及びその委託とみなす。

(旧売春防止法に規定する費用に関する経過措置)

第九条 施行日前に行われ、又は行われるべきであった旧売春防止法第三十八条に規定する費用についての都道府県及び市の支弁並びに国の負担及び補助並びに旧売春防止法第三十九条に規定する費用についての都道府県の補助については、なお従前の例による。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措

置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十二条 地方自治法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(児童福祉法の一部改正)

第十三条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(地方財政法及びストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

一 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第十条第十号

二 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第九条第一項

(公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。

一 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十八条の二第一項第三号

二 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)第六十条第一項第三号

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第十六条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(電波法の一部改正)

第十七条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(社会福祉法の一部改正)

第十八条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第十九条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第百十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(麻薬及び向精神薬取締法等の一部改正)

第二十条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。

一 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の五

二 矯正医官の兼業の特例等に関する法律(平成二十七年法律第六十二号)第二条第一号

三 再犯の防止等の推進に関する法律(平成二十八年法律第百四号)第三条第二項

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(矯正医官修学資金貸与法の一部改正)

第二十二条 矯正医官修学資金貸与法(昭和三十六年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第二十三条 激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正)

第二十四条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(児童手当法の一部改正)

第二十五条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(行政手続法及び行政不服審査法の一部改正)

第二十六条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所又は婦人補導院」を「又は少年鑑別所」に改める。

一 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三条第一項第八号

二 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第七条第一項第九号

(更生保護事業法の一部改正)

第二十七条 更生保護事業法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 施行日前に婦人補導院に収容された者については、施行日以後は、更生保護事業法第二条第五項に規定する被保護者とみなす。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第二十九条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正)

第三十条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(更生保護法の一部改正)

第三十一条 更生保護法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(更生保護法の一部改正に伴う調整規定)

第三十二条 施行日が刑法等の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、前

条のうち更生保護法第十六条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする改正規定中「第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号」とあるのは、「第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正）

第三十三条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十四条 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（刑法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十五条 刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第三十六条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（法務省設置法の一部改正）

第三十七条 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一五日法律第六八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会設置要綱

令和6年5月24日 6世人男女第66号

(目的及び設置)

1 条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に基づく区の対応について、外部委員の専門家とともに区における困難な問題を抱える女性への支援の方針、支援施策等を検討するため、世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する

(所掌事項)

第2条 検討会は、区が策定する方針や支援施策について、意見、助言、提案等を行う。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長・副座長)

第5条 検討会に座長・副座長を置き、座長・副座長は外部委員をもって充てる。

2 座長は、検討会委員を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 検討会は、座長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第8条 検討会は、第2条に掲げる事項について、実務的な検討をするため、作業部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、生活文化政策部人権・男女共同参画課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。

別表（第3条関係）

委員	総合支所保健福祉センター生活支援課長（代表）
委員	総合支所保健福祉センター保健福祉課長（代表）
委員	総合支所保健福祉センター健康づくり課長（代表）
委員	総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長（代表）
委員	政策経営部政策企画課長
委員	生活文化政策部人権・男女共同参画課長
委員	経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課長
委員	保健福祉政策部生活福祉課長
委員	高齢福祉部高齢福祉課長
委員	障害福祉部障害施策推進課長
委員	子ども・若者部子ども・若者支援課長
委員	子ども・若者部子ども家庭課長
委員	子ども・若者部児童相談支援課長
委員	児童相談所児童相談課長
委員	世田谷保健所健康推進課長
委員	都市整備政策部居住支援課長
委員	教育委員会事務局教育指導課副参事（学校経営・教育支援担当）
委員	外部委員（学識経験者）3名以内

困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会名簿

※敬称略

座長	東京都立大学名誉教授	江原 由美子
副座長	東京都立大学准教授	杉田 真衣
副座長	お茶の水女子大学准教授	脇田 彩
	北沢総合支所保健福祉センター所長(生活支援課長)	三浦 与英
	玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課長	伊藤 美和子
	世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課長	成瀬 浩
	政策経営部政策企画課長	小泉 輝嘉
	経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課長	佐藤 智和
	保健福祉政策部生活福祉課長	石川 裕一
	高齢福祉部高齢福祉課長	佐藤 秀和
	障害福祉部障害施策推進課長	宮川 善章
	子ども・若者部子ども・若者支援課長	嶋津 武則
	子ども・若者部子ども家庭課長	瀬川 卓良
	子ども・若者部児童相談支援課長	石山 智子
	児童相談所副所長	工藤 木綿子
	世田谷保健所健康推進課長	真鍋 太一
	都市整備政策部居住支援課長	竹内 誠
	学校教育部教育指導課副参事	赤司 祐介
	世田谷区立男女共同参画センターらぷらす館長	阪口 さゆみ
事務局	生活文化政策部長	渡邊 謙吉
	生活文化政策部人権・男女共同参画課長	宮本 千穂
	生活文化政策部人権・男女共同参画課 人権・男女共同参画担当係長	高橋 薫
	北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長	藤原 彰子
	北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 子ども家庭支援センター係長	大竹 雅子

基本的な方針策定にかかる主な経過等(令和6年5月～令和7年2月)

○困難な問題を抱える女性への支援あり方検討会、作業部会

【検討会】

- 第1回 5月31日 新法、都計画、調査研究機構研究、検討会について
- 第2回 7月29日 作業部会・視察報告、支援調整会議ほか課題について
- 第3回 9月20日 テーマ別作業部会、視察報告、基本的な方針構成案について
- 第4回 11月29日 基本的な方針案について

【作業部会】

- 全体会 第1回 6月12日、第2回 6月28日
- テーマ別 女性相談窓口改善部会 11月13日
- 中年層単身支援部会 9月19日、11月27日
- 若年女性支援部会 12月16日、1月10日

○審議会等

- 6月4日 第1回男女共同参画・多文化共生推進審議会 報告
- 7月17日 DV防止ネットワーク代表者会議 報告
- 10月17日 第2回男女共同参画・多文化共生推進審議会 報告
- 1月20日 第3回男女共同参画推進部会 報告
- 2月26日 第3回男女共同参画・多文化共生推進審議会 報告(予定)

○民間団体視察等実施状況

- 6月25日 NPO 法人くにたち夢ファーム Jikka 視察
- 7月 3日 民間団体「わくわくシニアシングルス」聞き取り
- 7月17日 認定 NPO 法人ピッコラーレによる活動発表
- 8月 6日 NPO 法人コミュニティネットワーク・ウエーブ視察
- 9月11日 NPO 法人レナセール・女性とともに歩む会視察
- 10月 9日 公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン「わたカフェ」視察
- 10月 9日 豊島区「すずらんスマイルプロジェクト」ヒアリング
- 10月18日 公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会「女性の家 HELP」視察
- 11月20日 NPO 法人せたがや福祉サポートセンター視察
- 1月10日 特定非営利法人 BOND プロジェクト視察

○イベント報告

- 11月13日 一般財団法人日本女性財団主催、東京都共催
『東京リアルプラットフォーム連絡会』
テーマ:「女性支援新法」制定により何が変わって何が起きているのか
世田谷区より報告:「困難な問題を抱える女性の現状と支援」
砧総合支所子ども家庭支援課長 虎谷彰子

コラム6 なぜ、困難な「女性」への支援なのか

【本方針の検討にあたり、庁内検討会や作業部会で実際にあった意見です。】

- ✓ 「困難を抱えた人は男女問わずいるのになぜ女性限定なのか。」
 - 「女性であるが故の困難さとして、まず、性暴力や性的虐待、性的搾取などの性的被害に、より遭遇しやすい状況におかれていること。男性も性的被害にあいますが、妊娠はしません。次に、非正規雇用率が高く、不安定な就労状況や経済困窮に陥りやすい状況にあることがあげられます。」
 - 「性別を問わず実施されている支援策も、女性特有の困難さに目を向けた時に、見直してみる必要があるのではないのでしょうか。」